

CONTENTS

第1章 計画の策定にあたって	1
I 次世代育成支援対策行動計画の概要	1
1. 次世代育成支援対策行動計画とは	1
2. 後期5年間の計画	2
3. 次世代育成支援対策行動計画に盛り込む内容	2
II 計画策定の方法	3
1. 次世代育成支援対策行動計画策定委員会の設置	3
2. アンケート調査の実施	3
第2章 七宗町の現状	5
I 前期計画の概要とその取り組み	5
1. 前期計画の概要	5
2. 前期計画に基づく町の取り組み	6
(1) 「子育てと仕事の両立支援」について	6
(2) 「地域ぐるみで取り組む子育て家庭支援と児童健全育成」について	7
(3) 「地域ぐるみで取り組む教育環境整備」について	8
(4) 「母と子の健康づくり支援」について	9
(5) 「安心と安全の生活環境整備」について	11
II 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	12
1. 人口及び世帯の動向	12
(1) 人口の推移	12
(2) 平成21年4月1日現在子ども数	13
(3) 出生数の推移	14
(4) 合計特殊出生率の推移	15
(5) 婚姻・離婚件数の推移	16
(6) 人口動態の推移	17
(7) 核家族世帯の割合の推移	18
(8) 祖父母との同居・近居の状況	19
(9) 一世帯あたり平均人員数の推移	20
2. 住環境	21
3. 母親と父親の就業状況	22

- (1) 女性の年齢区分別就業率の推移／22
- (2) 出産前後1年における離職状況（母親）／23
- (3) 現在働いていない母親の就業希望／23
- (4) 父親の就業状況／24
- (5) 育児休業の取得状況／26
- 4. 子育てに対する意識／26
 - (1) 子育てに関する悩みや気になること／26
 - (2) 子育てに関する悩みや困り事の相談相手／27
 - (3) 子育てを楽しめているか／29
- 5. 求められている支援の内容／30
 - (1) 町に充実を図ってほしい子育て支援施策／30
 - (2) 子育てと仕事の両立を図るために職場に求めること／31

第3章 基本目標及び計画の体系 32

- I 基本的視点 32
- II 基本目標 33
- III 重点政策・基本政策及び計画の体系 34

第4章 基本計画 38

I 分かち合いの子育ての推進 38

施策コード 1-1 家庭の子育て力の強化／38

- (1) 乳幼児学級・家庭教育学級の充実／38
- (2) 食に関する学習の推進／38
- (3) 家庭の子育て力向上に向けた啓発活動の推進／39
- (4) 「両親教室」の参加促進／39
- (5) 赤ちゃん教室の充実／40

施策コード 1-2 地域で取り組む子育ての推進／41

- (1) ちびっ子ハウスの充実／41
- (2) 託児ボランティア（活動）の充実／41
- (3) 平日放課後の小学生の安全な居場所（放課後子ども教室）の確保／42
- (4) スポーツ少年団活動の活性化支援／42
- (5) 子ども会活動の活性化支援／43
- (6) チャレンジクラブの充実／43
- (7) 子どもの地域活動・ボランティア活動への参加促進／44
- (8) 有害環境対策の推進／44
- (9) 「子ども見守りの家」の活動の充実／44

(10) 防犯ボランティア活動の推進／45

施策コード 1-3 地域の子育て力の強化／46

(1) 子どもの健全育成・子育て支援に関するボランティアの養成／46

(2) 地域の子育て力向上に向けた啓発／46

施策コード 1-4 お父さんの子育て力の強化／47

(1) 父親の育児参加を図るための啓発活動の推進／47

(2) 「親子ふれあい体験活動」の充実／47

施策コード 1-5 ワークライフバランスの推進／48

(1) ワークライフバランスの啓発活動の推進／48

(2) 企業への働きかけ／48

II 子育て支援サービスの充実 49

施策コード 2-1 子どもの預かりサービスの推進／49

(1) 通常保育・低年齢児保育の推進／49

(2) 延長保育の推進／50

(3) 一時預かりの推進／50

(4) 休日保育の実施／51

(5) 病児・病後児保育の確保／51

(6) 児童クラブの充実／51

(7) ファミリーサポートセンター事業の実施検討／52

施策コード 2-2 お母さんの心理的サポートの推進／53

(1) 地域子育て支援センターの機能強化／53

(2) 乳児家庭全戸訪問事業の充実／54

(3) 養育支援訪問事業の実施／55

(4) 生きがい健康センターによる乳幼児相談・電話相談の推進／55

施策コード 2-3 経済的支援の推進／56

(1) 乳幼児医療公費負担制度の推進／56

(2) 保育料の負担軽減／56

(3) 育児給付金の充実／57

(4) 母子・父子世帯に対する医療費の助成／57

III 子どもの心身の健やかな成長支援の推進 58

施策コード 3-1 保育園・学校の機能強化／58

(1) 保育園と地域の交流の推進／58

(2) 保育園と小学校の交流の推進／59

(3) 園教育・学校教育の充実／59

(4) 学校の相談機能の強化／60

(5) 学校等の統廃合整備／60

施策コード 3-2 母子の健康支援の推進／61

(1) 母子健康手帳の交付の利便性向上／61

- (2) 妊婦健診の推進／61
- (3) 乳幼児健診の実施／62
- (4) 乳幼児歯科健診・歯みがき教室の実施／62

施策コード 3-3 思春期保健対策の推進／63

- (1) 学校での食育の推進／63
- (2) 性や性感染症予防・喫煙や薬物に関する知識の普及／63
- (3) 思春期電話相談の利用促進／64
- (4) 「安心・安全ケータイネットの活用について」の周知徹底／64

施策コード 3-4 自立したおとな・次代の親の育成／65

- (1) 職業体験の推進／65
- (2) 乳幼児保育体験の推進／65
- (3) 子どもの意見を聴く場の設置／66

施策コード 3-5 特別な配慮を要する子どもたちへの対応の強化／67

- (1) 早期療育の実施／67
- (2) 障がい児保育の充実／67
- (3) 障がい児教育の推進／68
- (4) 障がいに関する相談機能の強化／68
- (5) 小学校のバリアフリー化の推進／68
- (6) 虐待・不登校児童等への専門的対応／69

IV 安心して子育てできる生活環境の整備 70

施策コード 4-1 相談・情報提供体制の充実／70

- (1) 気軽になんでも相談できる体制の整備／70
- (2) 多様な方法での情報提供／70

施策コード 4-2 良質な住宅の確保／72

- (1) 七宗町空き家等情報登録制度の利用促進／72
- (2) 町営住宅の提供／72

施策コード 4-3 生活環境の整備／73

- (1) 小児医療体制の確保／73
- (2) 遊び場の整備／73
- (3) 公共施設等のバリアフリー化／73
- (4) 交通安全対策／74
- (5) 防犯教育の推進／74
- (6) 防犯灯の整備／75

V 「笑顔で子育て はじける笑顔」推進体制の強化 76

施策コード 5-1 「笑顔で子育て はじける笑顔」推進のための連携強化／76

- (1) 子育て支援センター推進委員会を中心とした連携体制の構築／76
- (2) 近隣市町村及び岐阜県との連携／76

施策コード 5-2 専門職等の専門性向上に向けた支援の推進／78

- (1) 教職員や保育士、保健師等専門職の資質向上／78
- (2) 民生委員、主任児童委員の資質向上／78

第1章

計画の策定にあたって

I 次世代育成支援対策行動計画の概要

1. 次世代育成支援対策行動計画とは

次世代育成支援対策行動計画は、「次世代育成支援対策推進法」に定められ、全市町村に策定が義務づけられている計画です。

全国的な傾向として、少子化が急速に進んでいますが、急速に進む少子化に歯止めをかけることを最終的な目的として、子どもが健やかに生まれ、育成される社会環境の整備を重点的かつ計画的に進めていくための道しるべとして策定します。

図表 1-1 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

2. 後期5年間の計画

次世代育成支援対策推進法によれば、次世代育成支援対策行動計画は「5年を1期とする計画」とされています。すでに一度計画を策定しており、その計画の計画期間が平成17～21年度であるため、今回は平成22～26年度を計画期間とする計画を策定します。

なお、次世代育成支援対策推進法は、法の効力を平成17年4月1日～平成27年3月31日とする10年間の時限立法です。そのため、平成17年度からの最初の5年間の計画を前期計画、平成22年度からの最後の5年間の計画を後期計画と呼んでいます。

平成17年度国勢調査では、日本の総人口がはじめて減少に転じました。急速に進む少子化は待ったなしの状況であり、10年間という限られた期間の中で、「子どもが健やかに生まれ、育成される社会環境の整備」を強力に推し進め、「少子化に歯止め」という結果を出すことが求められています。

図表 1-2 計画期間

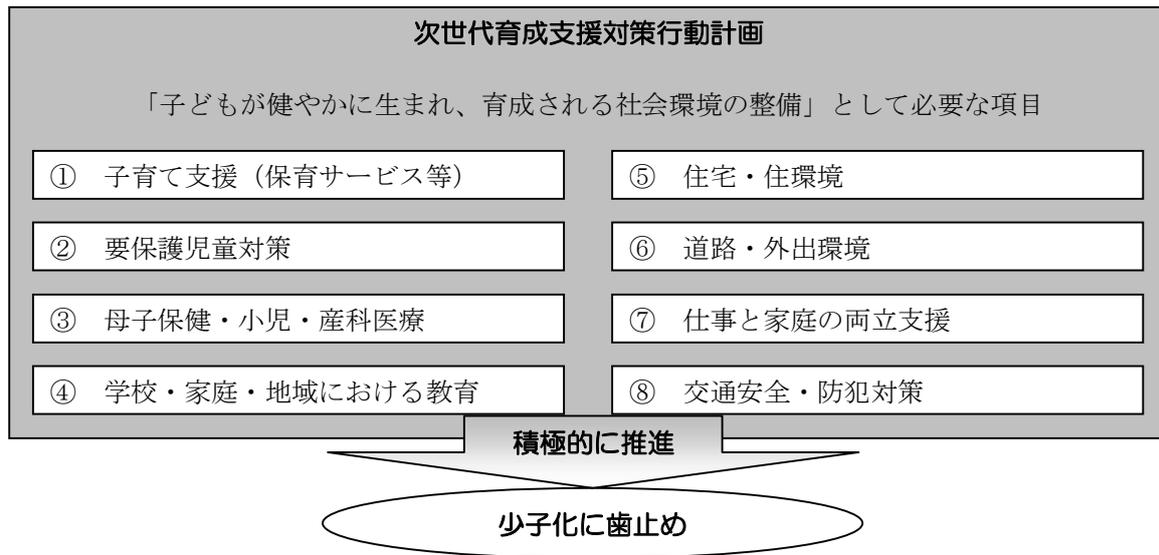


3. 次世代育成支援対策行動計画に盛り込む内容

次世代育成支援対策推進法には、行動計画として、①地域における子育て支援、②母性と乳幼児の健康の保持・増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子育てに適した住宅及び居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進を盛り込むことが定められています。また、国が策定している「行動計画策定指針」では、この5項目について、さらに詳細かつ具体的に説明されています。

次世代育成支援対策推進法では、市町村の責務として次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進がうたわれていることから、上記の項目を計画に盛り込んでいく必要があります。

図表 1-3 次世代育成支援対策行動計画に盛り込む内容と計画のイメージ



II 計画策定の方法

1. 次世代育成支援対策行動計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、企業の代表、関係機関・団体の代表、民生委員・児童委員など14名で構成される策定委員会を設置しました。

策定委員会では、前期計画の進捗状況や、七宗町の子どもや子育て家庭を取り巻く現状等をもとに七宗町の問題点や課題について議論するとともに、これらを踏まえた今後5年間の取り組みの方向性について検討を行いました。

2. アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、計画の対象となる就学前の子ども及び小学生のいる世帯に対し、子育ての実態や意識、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望などをうかがうことを目的として、アンケート調査を実施しました。なお、概要は以下の通りです。

① 就学前児童調査

- 【調査対象】 町在住で就学前児童のいる保護者
- 【抽出方法】 全数（子どもが2人以上いる保護者については、1通のみ送付）
- 【調査方法】 郵送による配布・回収、または保育園を通じた配布・回収
- 【調査時期】 平成21年2月
- 【配布数】 121件
- 【回収数(率)】 96件(79.3%)
- 【有効回答数】 96件

七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

② 小学生調査

- 【調査対象】 町在住で小学生のいる保護者
- 【抽出方法】 全数（子どもが2人以上いる保護者については、1通のみ送付）
- 【調査方法】 学校を通じた配布・回収
- 【調査時期】 平成21年2月
- 【配布数】 155件
- 【回収数(率)】 148件(95.5%)
- 【有効回答数】 148件

第2章

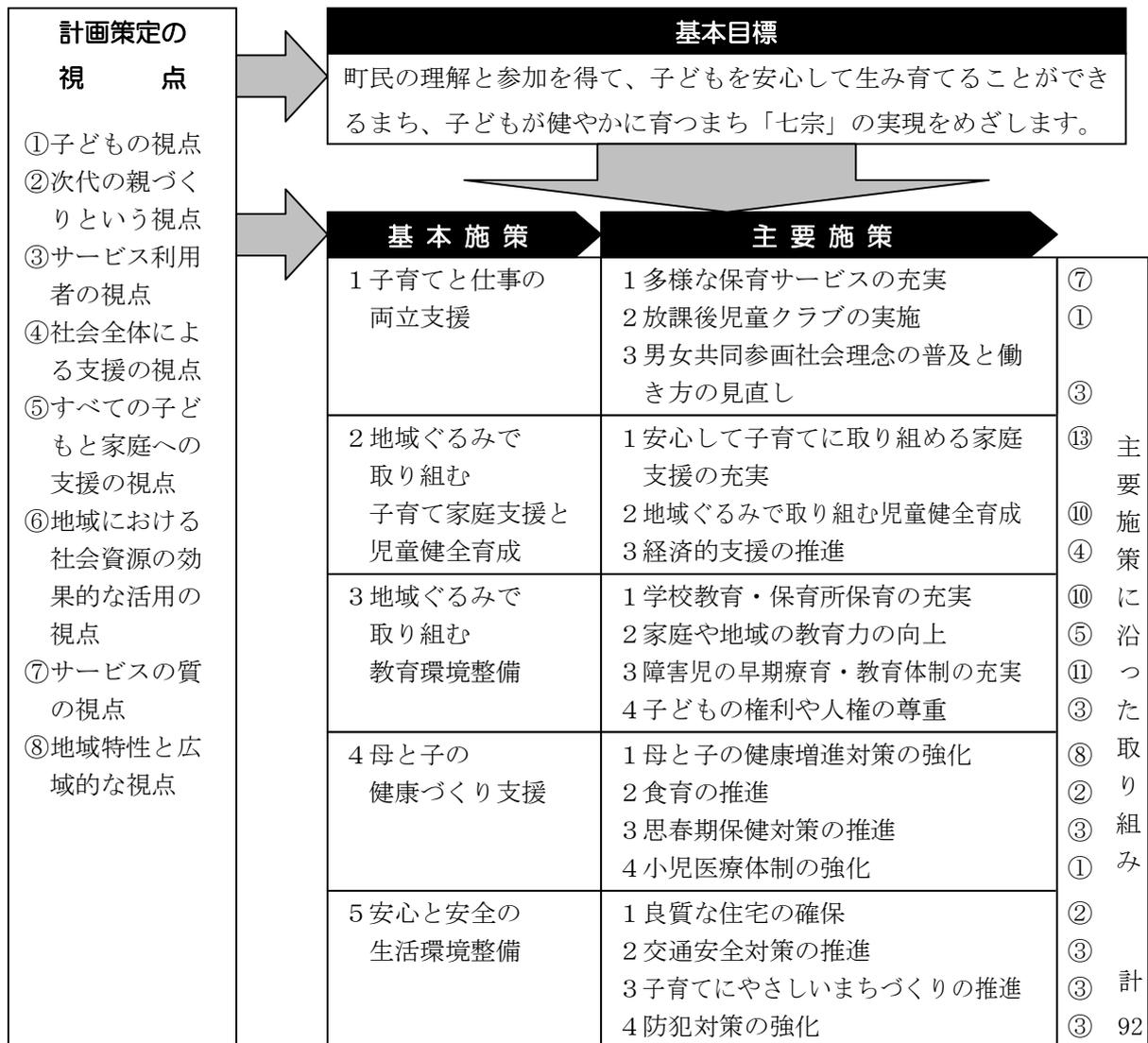
七宗町の現状

I 前期計画の概要とその取り組み

1. 前期計画の概要

前期計画では、「町民の理解と参加を得て、子どもを安心して生み育てることができるまち、子どもが健やかに育つまち『七宗』の実現をめざします。」という基本目標を掲げました。

図表 2-1 前期計画の概要



七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

基本目標とは、計画期間内に到達したい「まち」の姿を描いたものです。したがって、「子どもを安心して生み育てることができるまち」で、なおかつ「子どもが健やかに育つまち」を、町民の参加を得ながら実現させていく七宗町の姿を描いているといえます。

また、この基本目標を受けて、①子育てと仕事の両立支援、②地域ぐるみで取り組む子育て家庭支援と児童健全育成、③地域ぐるみで取り組む教育環境整備、④母と子の健康づくり支援、⑤安心と安全の生活環境整備、という5つの基本施策を設定し、その下に主要施策と具体的な取り組みを位置づけました。そして、具体的な取り組みの着実な推進を通して、基本目標の実現をめざすこととしています。なお、それぞれの基本施策の概要は、次項で紹介します。

2. 前期計画に基づく町の取り組み

(1) 「子育てと仕事の両立支援」について

【前期計画の概要】

働く母親、あるいは働く意向が強い母親の増加を踏まえ、子育てと仕事の両立を社会的に支援していくための多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの実施について定めています。また、これら保育サービス等の展開のみにとどまらず、これらを利用しやすい雰囲気づくりに向けた町民や企業への啓発も併せて行っていくこととしています。

【前期計画に基づく取り組み】

保育サービスについては、通常保育や低年齢児保育、延長保育、一時保育のほか、土曜日の保育も実施しています。また、夏休み等の長期休業時に、児童クラブを開設するようになりました（平日放課後についても、実施に向けたニーズ調査を実施。想定ほど利用希望があがってこなかったため、実施に至っていないという経緯があります）。

このように保育サービス等のサービス基盤の整備が進む一方、これらを利用しやすい雰囲気づくりに向けた町民や企業への啓発効果についてはなかなかみえてきません。

【主要事業紹介】

① 保育園

上麻生と神淵に1つずつ、計2か所の保育園があり、同じ内容のサービスを行っています（図表2-2）。以下で各サービスの概要を紹介します。

□低年齢児保育……生後6週から受け入れが可能。

□延長保育……通常保育時間は8:30～16:30。この前後の時間で延長を実施。最大で7:00～19:00までの12時間保育を行っている。

□休日保育……休日保育は未実施であるが、土曜日保育は実施している。

□一時保育……月から金曜日、8:30～16:30において実施。

図表 2-2 保育サービスの実施状況

保育園名	所在地	定員	低年齢児保育	延長保育	土曜日保育	休日保育	一時保育	特定保育	病後児保育	障がい児保育
七宗第1保育園	上麻生	60名	○	○	○	×	○	×	×	○
七宗第2保育園	神 淵	60名	○	○	○	×	○	×	×	○

② 放課後児童クラブ

平成 17 年度より、夏休み等の長期休業時のみ児童クラブを行っています。実施状況は図表 2-3 の通りです。

なお、実施場所は上麻生 1 か所ですが、上麻生小学校の児童ばかりでなく、神淵小学校の児童の受け入れ、あるいは特別支援学校に通う児童の受け入れも行っています。

図表 2-3 児童クラブの実施状況

開設年度	平成17年度
開設場所	上麻生
対象学年	1～6年生
開催時間	8:30～17:00
障がい児受け入れ	○

(2) 「地域ぐるみで取り組む子育て家庭支援と児童健全育成」について

【前期計画の概要】

子育て不安を抱える母親の増加を踏まえ、子育て中の家庭が楽しく安心して子育てに取り組める子育て支援の充実について定めています。また、子どもの健やかな成長・発達は、町民すべての共通の願いであることを踏まえ、町民一人ひとりの参加による児童健全育成の推進についても盛り込んでいます。

【前期計画に基づく取り組み】

子育て支援に関する取り組みは、主に保育園に設置された地域子育て支援センターで実施しています。地域子育て支援センターでは、週 1 回の園庭開放をはじめ、相談対応やセミナーの開催など、保育園のもつ専門的機能を地域に広く開放することで、子育ての支援を行っています。また、「子育て支援センター推進委員会」においても、子育て支援の取り組みを積極的に行っています。とりわけ、「ちびっ子ハウス」などの事業については、地域住民がボランティアとして運営に関わっており、地域ぐるみで取り組む子育て支援の代表的な事業となっています。

児童健全育成についても、教育委員会が主催している「チャレンジクラブ」をはじめ、子ども会やスポーツ少年団などの活動を展開しています。しかし、これら児童健全育成の取り組みについては、子どもの数が減少している中で参加者の確保が難しくなりつつあることが共通の課題となっています。

【主要事業紹介】

① 地域子育て支援センター

町内 2 つの保育園に開設しています。両園ともに、育児相談と園庭開放、広報の配布を行

七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

っています。また、未就園児の保護者を対象にセミナーも開催しています。

- 育児相談……月～金曜日、10:00～15:00 の時間帯で受付。電話・来所・訪問による受付を行っている。
- 園庭開放……未就園児とその保護者に園庭を開放し、遊びや相談の場を提供。第1 保育園では毎週火曜日、第2 保育園では毎週木曜日に、9:30～11:30 の時間帯で開放している。
- 広報配布……月1 回情報紙を発行。地域の全家庭に回覧するとともに、出入りの多い商店や公民館にも置いている。
- 育児講座……未就園児の保護者を対象に年2 回子育て支援セミナーを開催。

② 子育て支援センター推進委員会

子育て支援事業に関わる組織や団体と連携し、相互の情報交換を密にして支援体制を整え、充実した子育て支援活動を推進することを目的とする組織です。

この組織の活動としては、「子育て支援セミナー」「家庭教育学級運営」「託児ボランティア」「ちびっ子ハウス」「親子ふれあい体験活動」などがあります。また、『子育て情報紙』の発行や町広報に「しゃくなげ」というコーナーを設けるなど、定期的な情報発信も行っています。

- 子育て支援セミナー……3 歳未満の子どもをもつ親たちが、子育てについて学習し、子育てについて考える場。
- 託児ボランティア……子育て支援に関するボランティア活動を行うグループ。
- ちびっ子ハウス……親子の集いの場として「ちびっ子ハウス」を開設。その運営を担い、子育てに関する情報提供や親からの相談対応などの支援を行っている。
- 親子ふれあい体験活動……年長児とその保護者を対象に、自然や仲間の中で親子が交流でき、時間を共有できる場。
- 情報提供……『子育て情報紙』の発行や町広報内「しゃくなげ」により、子育て支援情報の提供やPRを行う。

③ チャレンジクラブ

学校週5 日制による子どもの居場所づくりとして、地域で何らかの技能をもつ人を「まちの先生」として講師に招き、子ども体験教室を開催しています。地域で何らかの技能をもつ人が講師となるため、その教室が必ずしも子どもたちの興味・関心と合致しないケースがみられることが課題の一つとなっている。

(3) 「地域ぐるみで取り組む教育環境整備」について

【前期計画の概要】

次代の七宗町を担う子どもたちが、自立した豊かな人間性を培うことができるよう、学校や保育園における教育の充実はもちろんのこと、家庭や地域の教育力の向上を図っていくことについて定めています。また、子どもの権利と人権尊重を図っていくための取り組みも盛

り込んでいます。

【前期計画に基づく取り組み】

改めて言うまでもなく、学校や保育園では、普段の業務の中で教育の充実を図るための取り組みを行っています。また、障がい児保育、教育についても、健診等における早期発見から親子教室や障がい児保育での対応、特別支援学級での対応等を行っています。

家庭や地域の教育力向上を図る取り組みについては、乳幼児学級、家庭教育学級のほか、子育て支援センター推進委員会による親子ふれあい体験活動や、保育園による保育のひろばなどを行っています。特に親子ふれあい体験活動は、父と子がともに活動できる貴重な機会となっています。

(4) 「母と子の健康づくり支援」について

【前期計画の概要】

七宗町では、平成8年に母子保健計画を策定し、以降この計画に沿って妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進に取り組んできました。前期計画では、こうした取り組みを踏まえつつ、子育てに不安や悩みを抱える母親の増加、あるいは不登校や思春期に特有の問題の顕在化等、近年の問題に対応するための取り組みとして、母子保健対策の強化、食育の推進、思春期保健対策の推進を定めました。また、小児医療体制の強化についても盛り込んでいます。

【前期計画に基づく取り組み】

母子保健対策については、健診をはじめ、健康教育、健康相談、訪問指導等の事業を着実に推進しています。その中で、事業実施上の課題等もみえてきていることから、これらの課題の解決策を検討していくことが必要となっています。

また、食育に関しては、就学前の子どもをもつ保護者を対象に、子どものライフステージにあったテーマを設定し、健診や健康相談、健康教育等の機会をとらえて実施しています。

思春期保健対策については、学校教育の中で、性や性感染症予防、喫煙や薬物に関する知識の普及啓発や乳幼児の保育体験などを行いました。

なお、医療に関しては、県の枠組みの中で小児救急医療体制が整備されています。

【主要事業紹介】

① 母子健康手帳の交付

毎月第1・第3金曜日の午前に生きがい健康センターで交付しています。原則本人に来所してもらい、そのときに合わせて保健指導も行います。また、定期交付の日に都合の悪い人については随時交付も行っています。

② 妊婦健診

妊娠週数によって最大で健康診査受診券14回分を発行しています。妊婦は、指定医療機関で受診券を提示することで受診することができます。また、指定外の医療機関でも精算払いでの助成が可能です。

受診券は、母子健康手帳の交付時に合わせて、随時、生きがい健康センターで交付しています（予約制）。

七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

平成 21 年度より助成回数が大幅に増加し、妊婦さんたちにとっては大きな経済的支援となっています。

③ 両親教室

妊婦とその夫を対象に、妊娠、生命の誕生の神秘、命の尊さを夫婦で再確認し、今後の出産、子育てについてともに学び、向き合う気持ちを持つことができる教室を開催しています。

なお、主催は白川町で、その事業に参加するという形をとっています（平成 20 年度から）。

④ 新生児訪問指導

生後 1～2 か月児を対象に、保健師が自宅を訪問し、発育・栄養・生活環境・疾病予防など育児上必要な事項について助言するとともに、両親の育児不安の相談に応じることによって、よりよい育児ができるよう支援を行っています。

平成 18 年度より「エジンバラ産後うつ病質問票」等を使うことで、母親のメンタルヘルスの支援も行っています。

⑤ 乳幼児健診

法定の 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診のほか、3～5 か月児健診、7～9 か月児健診を行っています。年度によっては受診率が 90%を切ることもあり、受診率はやや低いものの、3～5 か月児健診が未受診であれば、7～9 か月児健診で対応し、7～9 か月児健診が未受診であれば、1 歳 6 か月児健診で対応するなど、未受診者へのフォローは丁寧に行っています。

⑥ 乳幼児子育て教室

3～5 か月児健診、7～9 か月児健診時に健診受診者を対象に、「赤ちゃん教室」を開催しています。3～5 か月児には予防接種、日常生活等について集団指導や、離乳食についての講話と試食を行い、7～9 か月児には事故予防と歯磨きについて集団指導や、離乳食についての講話と試食を行います。

⑦ 乳幼児歯科健診

1 歳 6 か月児と 2 歳児、3 歳児を対象に実施しています。

- 1 歳 6 か月児…… 1 歳 6 か月児健診と同時実施。歯科健診のほか、プラーク検査とブラッシング指導（個別）、集団での歯の講話を行っている。
- 2 歳児…………… 歯科健診のほか、プラーク検査とブラッシング指導、集団での歯及び栄養に関する講話、アンパンマン歯磨き体操の指導を実施。また、希望者にはフッ化物塗布も行う。
- 3 歳児…………… 歯科健診のほか、プラーク検査とブラッシング指導、集団での歯の講話を行っている。

⑧ 食に関する学習機会

おおむね小学校入学前までの子ども、そして妊婦の正しい栄養知識の普及や正しい食生活習慣の獲得を目的に、ライフステージ別に栄養相談や栄養教室を開催しています。各事業の内容は図表 2-4 の通りです。

図表 2-4 食に関する学習機会の実施状況

事業名	内容
乳幼児健康相談&すくすく相談	未就園児をもつ保護者を対象に、子どもの身体計測を行い、その上で栄養士が母子健康手帳の成長曲線を参考に具体的な食生活を聞き、栄養相談を行った。
離乳期の栄養	3～5か月児、7～9か月児をもつ保護者を対象に、栄養士及び食生活改善推進員が離乳食についての講話や各月別に合わせた離乳食の試食会とレシピの紹介を行った。
1歳児相談	1歳児をもつ保護者を対象に、栄養士が乳幼児のおやつとの与え方等の相談に応じた。
1歳6か月児の栄養	1歳6か月児をもつ保護者を対象に、栄養士が偏食やおやつ摂取状況、自分で食べられるかなどを確認し、1歳6か月児の食事を指導した。
2歳児栄養相談	2歳児をもつ保護者を対象に、栄養士が菓子やジュースに角砂糖がどれだけ入っているか話し、虫歯予防の食べ方や、よく噛むことの大切さについて講話した。
3歳児栄養相談	3歳児をもつ保護者を対象に、栄養士が生活リズム、早寝早起き朝ごはんについて講話した。また、偏食やおやつについて自分ではしを使い食べようとするかなど確認し、栄養相談を行った。
マタニティクラス	妊婦を対象に栄養士及び食生活改善推進員が妊婦、胎児に必要な栄養の話しや、肥満、高血圧など予防する食事を試食を用いて紹介した。
保育園給食試食・食育講話	園児の保護者を対象に、栄養士が保育園給食の試食を用いて、食べやすさや味付けのこと、多種類の食材を使用していることを話した。

(5) 「安心と安全の生活環境整備」について

【前期計画の概要】

交通環境や治安の悪化等、安心・安全な生活が脅かされている状況を踏まえて、良質な住宅の確保、交通安全対策・防犯対策の強化、バリアフリー化の促進について定めています。

【前期計画に基づく取り組み】

町営住宅の改修、あるいは道路の整備、バリアフリー化の促進などのいわゆるハードの整備に関しては、取り組みに時間もお金もかかるため、なかなか進んでいかない状況がある一方、交通安全教室や防犯教室、「子ども見守りの家」、防犯ボランティアなど、いわゆるソフトについては十分な取り組みを行うことができました。とりわけ、「子ども見守りの家」については、地域住民を巻き込んだ見守り活動として、今後さらなる活動の発展が期待されます。

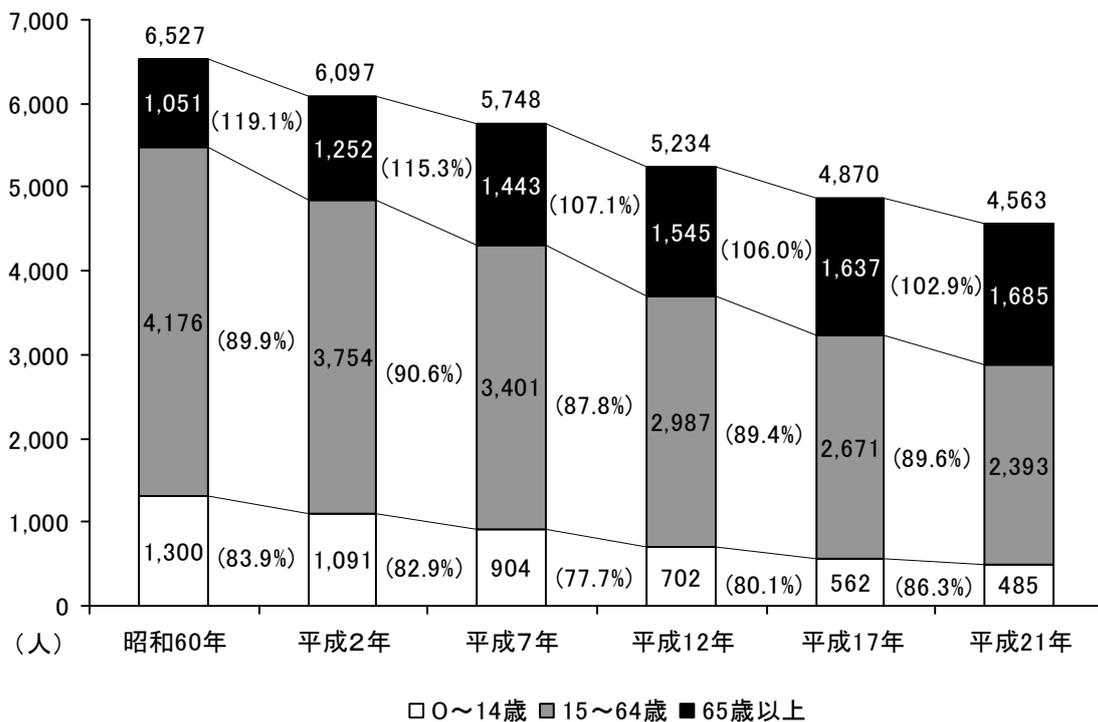
II 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口及び世帯の動向

(1) 人口の推移

平成21年4月1日現在の七宗町の総人口は4,563人で、年々減少しています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少しており、特に年少人口については5年ごとに15%程度ずつ減少し、約25年前の昭和60年と比較すると1/3強となっています。その一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、ますます少子高齢化が進展していることがうかがえます。

図表 2-5 人口の推移

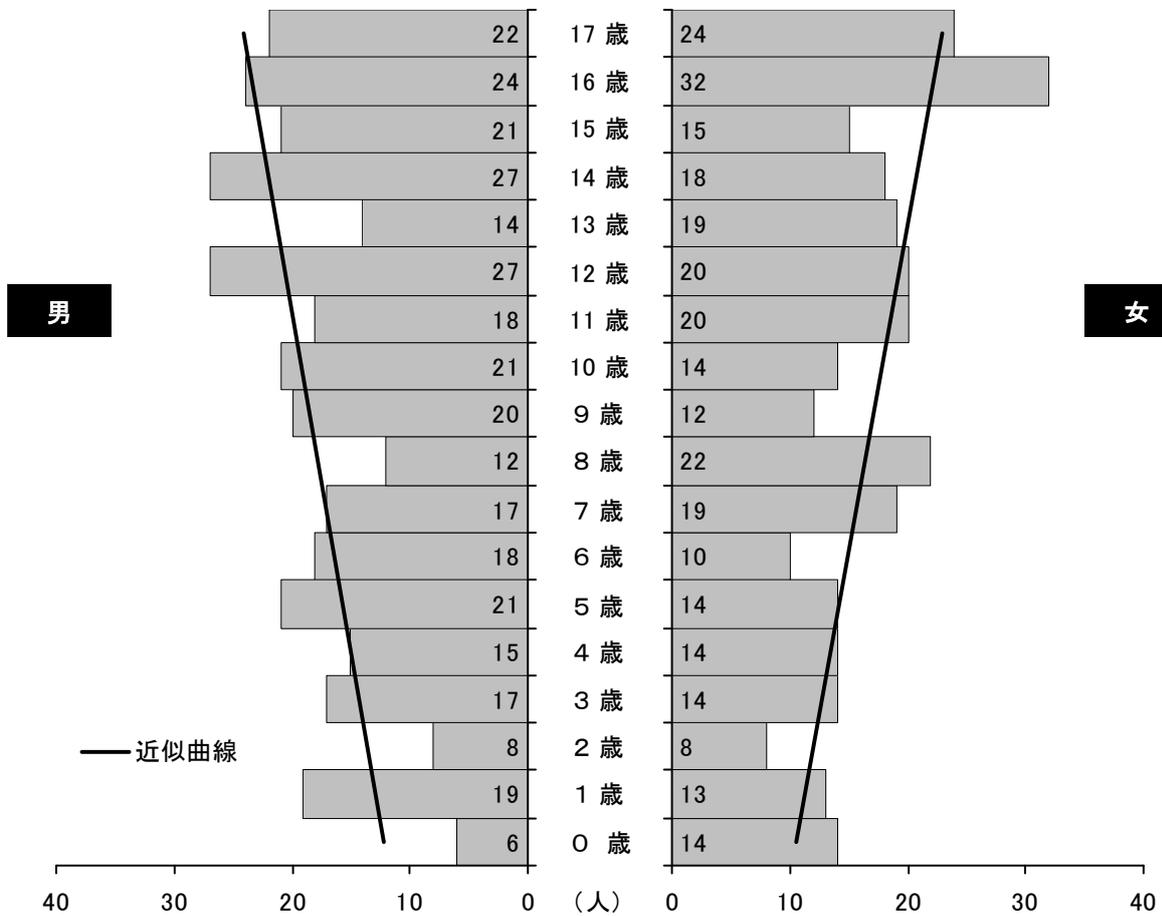


※平成17年までは国勢調査。平成21年は4月1日現在人口動態統計。

(2) 平成21年4月1日現在子ども数

平成21年4月1日現在、町に住民登録している18歳未満の子どもの数は629人です。年齢別にみると、年齢が高くなるほど人数が多くなる傾向がみられます。

図表2-6 年齢別・性別18歳未満人口



※平成21年4月1日現在、住民基本台帳人口。

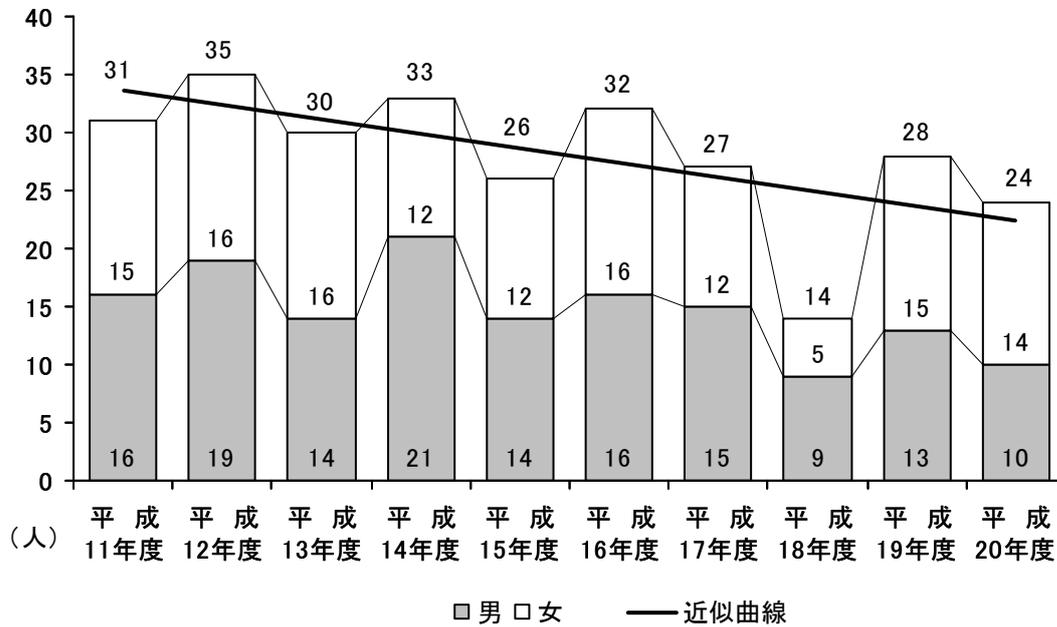
※近似曲線

- グラフに表されたデータの傾向を視覚的に表したいときに利用するもの。
- データの予測を分析するときに利用するが、予測でなくても、例えば上がり下がりが多い折れ線グラフの場合で、全体の傾向としては上がっているのか、下がっているのかを判断する場合に近似曲線を追加すると、その傾向が一目でわかる。

(3) 出生数の推移

平成 20 年度の出生数は 24 人でした。年度によるばらつきがあるため、その推移は読みにくい状況ですが、近似曲線を引くと、減少傾向にあることがわかります。

図表 2-7 出生数の推移

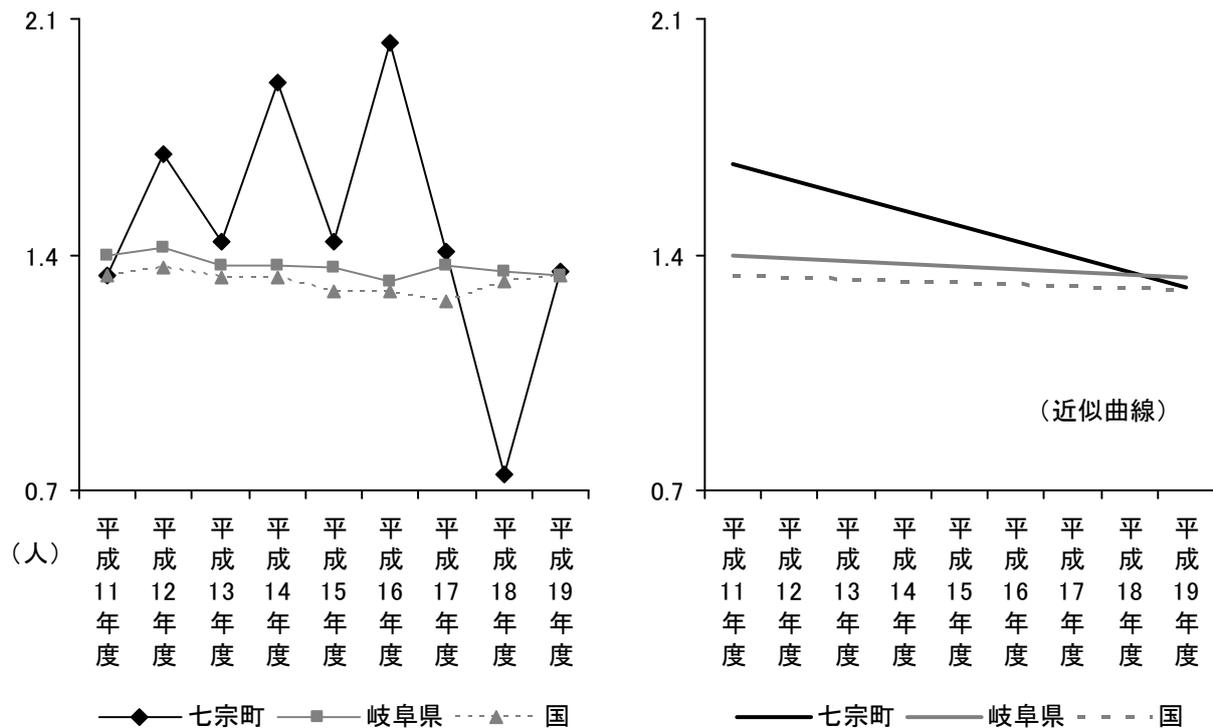


※町住民課調べ。

(4) 合計特殊出生率の推移

七宗町における直近の合計特殊出生率（平成19年度）は1.35人でした。その推移をみると、高い年では2.03人（平成16年度）、反対に低い年では0.75人（平成18年度）などと年度によるばらつきが非常に大きく、傾向は読みにくくなっていますが、近似曲線を引くと低下傾向にあることがわかります。近似曲線を見る限り、低下の速度は岐阜県や国を上回っており、今後、岐阜県や国よりも低くなっていく可能性も否定できません。

図表 2-8 合計特殊出生率の推移



	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
七宗町	1.34	1.70	1.44	1.91	1.44	2.03	1.41	0.75	1.35
岐阜県	1.40	1.42	1.37	1.37	1.36	1.32	1.37	1.35	1.34
国	1.34	1.36	1.33	1.33	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34

※町住民課調べ。

(単位：人)

※合計特殊出生率

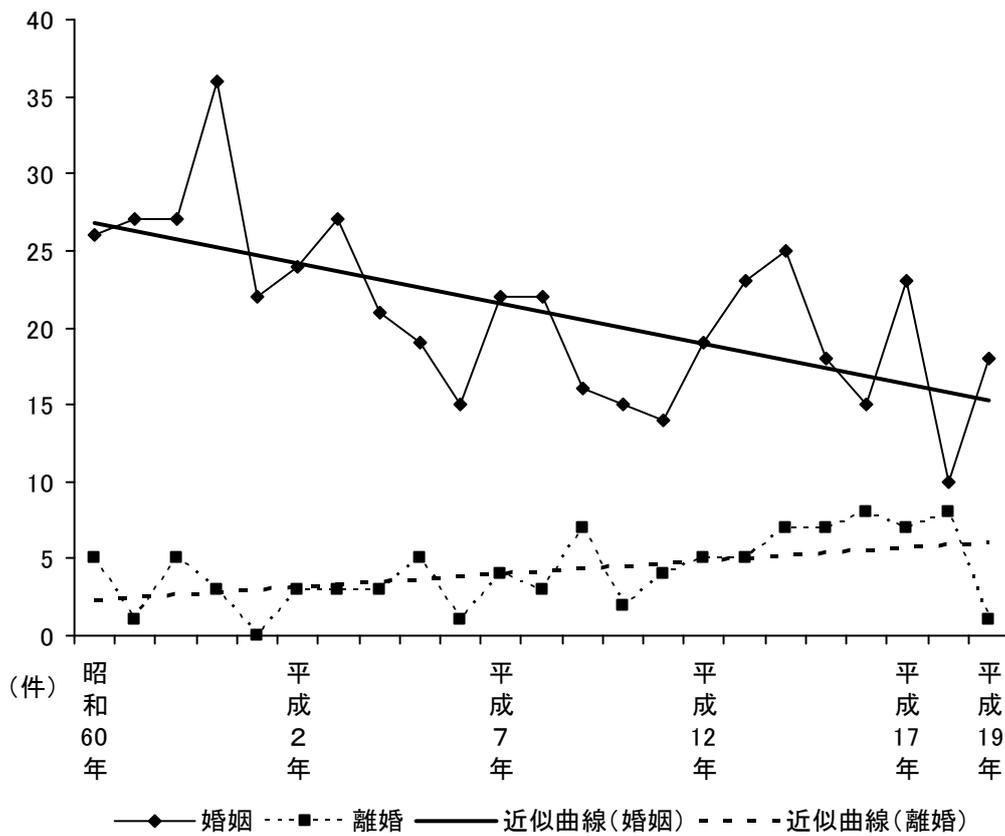
- 少子化の進展の度合いを示す指標の1つ。
- その年次の15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に生む子どもの人数に相当するとされている。
- 一般的にこの値が2.08を下回ると、新旧世代の1対1の再生産ができなくなり、人口の減少に転じると言われている。

(5) 婚姻・離婚件数の推移

図表 2-7、2-8 で示したような子どもの出生に大きな影響を及ぼすのが婚姻の状況です。年度によるばらつきが大きいものの、近似曲線を引くと、徐々に少なくなっていることがわかります。

反対に離婚については、徐々に増えてきている状況がみられます。

図表 2-9 婚姻・離婚件数の推移



	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年
婚姻	26	24	22	19	23	18
離婚	5	3	4	5	7	1

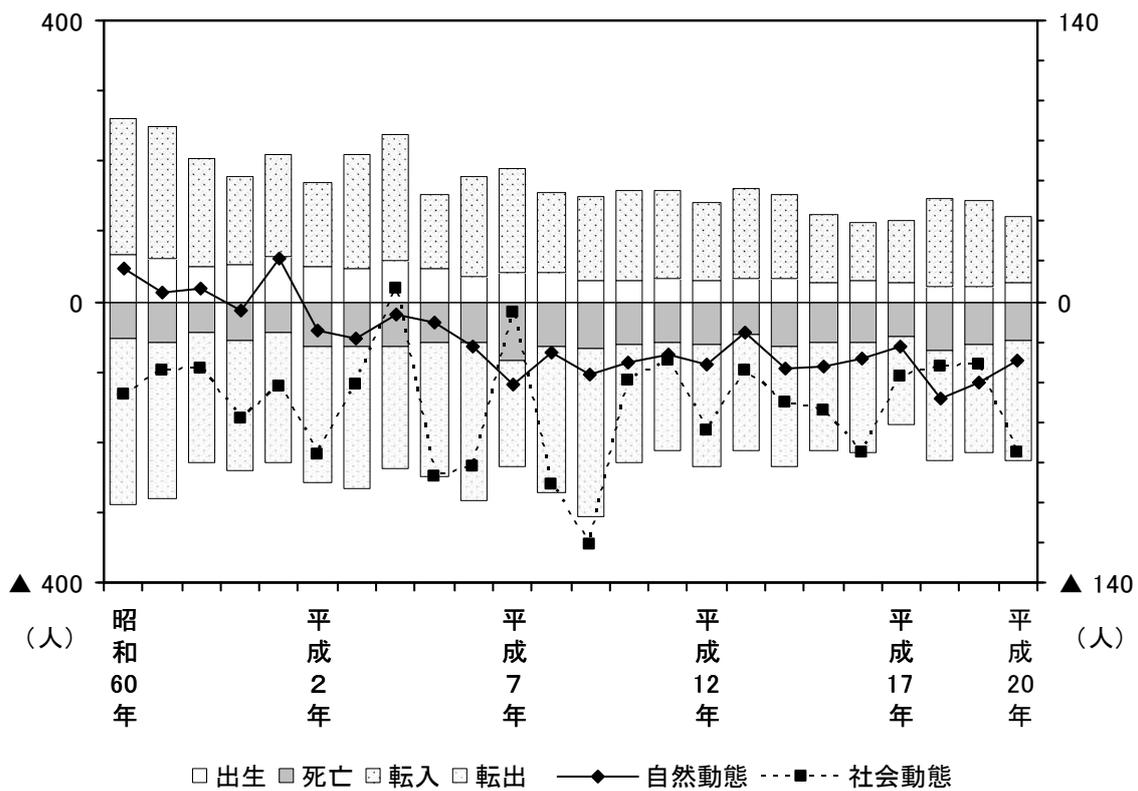
※岐阜県統計書。 (単位 : 人)

(6) 人口動態の推移

図表 2-5～2-8 によって、七宗町では子どもの数が急速に減少していること、その背景に出生数の低下や合計特殊出生率の低下があることがみえてきました。しかし、子どもの数が減少している背景はこれだけではありません。七宗町では、転出が転入を上回る社会減の状態が少なくとも20年以上続いており、こうした状況が子どもの数の急速な減少を引き起こす一因となっている状況があります。

総合計画で扱うような人口確保策も絡めながら、少子化対策を考える必要があります。

図表 2-10 人口動態の推移



	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
人口動態	▲ 30	▲ 90	▲ 46	▲ 95	▲ 59	▲ 104
自然動態	16	▲ 14	▲ 41	▲ 31	▲ 22	▲ 29
出生	68	51	42	30	28	27
死亡	▲ 52	▲ 65	▲ 83	▲ 61	▲ 50	▲ 56
社会動態	▲ 46	▲ 76	▲ 5	▲ 64	▲ 37	▲ 75
転入	192	118	146	111	88	95
転出	▲ 238	▲ 194	▲ 151	▲ 175	▲ 125	▲ 170

※岐阜県統計書。

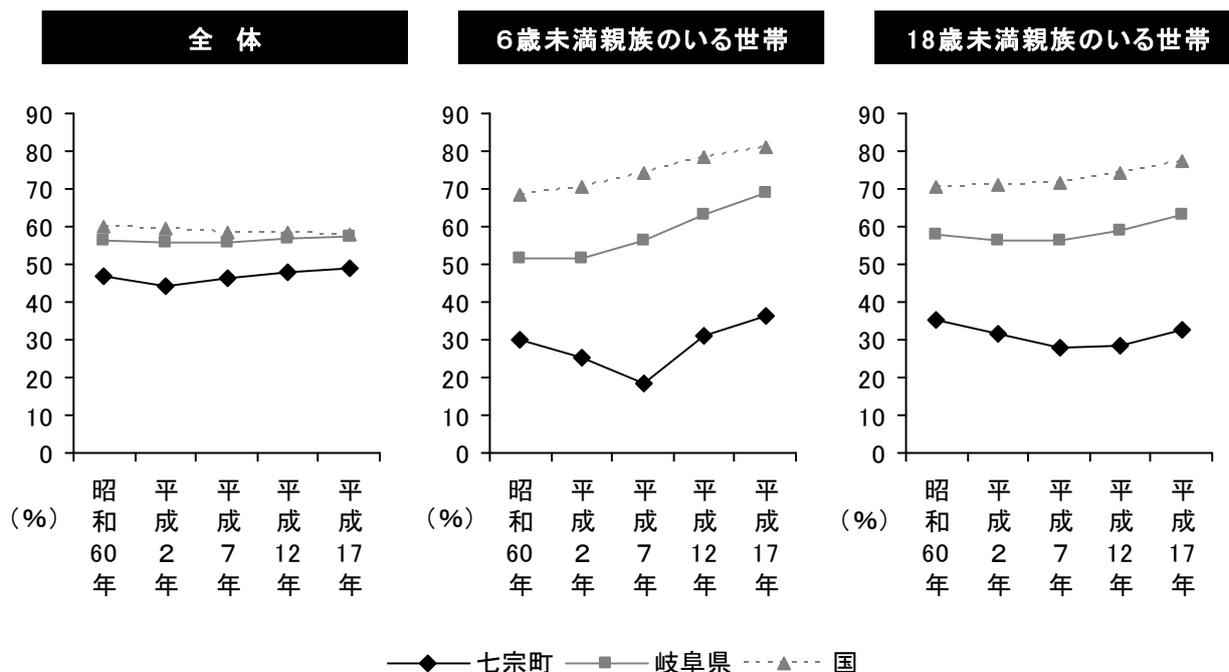
(単位 : 人)

(7) 核家族世帯の割合の推移

平成 17 年国勢調査時点の一般世帯に占める核家族世帯の割合は 48.9%となっており、ほぼ半数が核家族世帯となっています。岐阜県や国よりも核家族世帯の割合は低くなっていますが、徐々にその割合は高くなってきています。

6歳未満、あるいは18歳未満親族のいる世帯、つまり子育て家庭に限定してみると、岐阜県や国では全体よりも子育て家庭の方が核家族世帯の割合が高い傾向がみられるのに対し、七宗町では4割を下回り、全体よりも低くなっています。家庭の養育力という面で、七宗町は恵まれた状況にあるといえます。

図表 2-11 一般世帯に占める核家族世帯の割合



		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
全体	七宗町	46.8	44.4	46.4	48.0	48.9
	岐阜県	56.3	55.8	55.8	56.7	57.4
	国	60.0	59.5	58.7	58.4	57.9
6歳未満親族のいる世帯	七宗町	30.1	25.2	18.5	31.0	36.4
	岐阜県	51.4	51.5	56.3	63.4	69.1
	国	68.2	70.3	74.0	78.6	81.2
18歳未満親族のいる世帯	七宗町	35.4	31.4	28.1	28.7	32.9
	岐阜県	57.8	56.4	56.1	58.9	63.3
	国	70.5	70.8	71.6	74.4	77.1

※国勢調査。

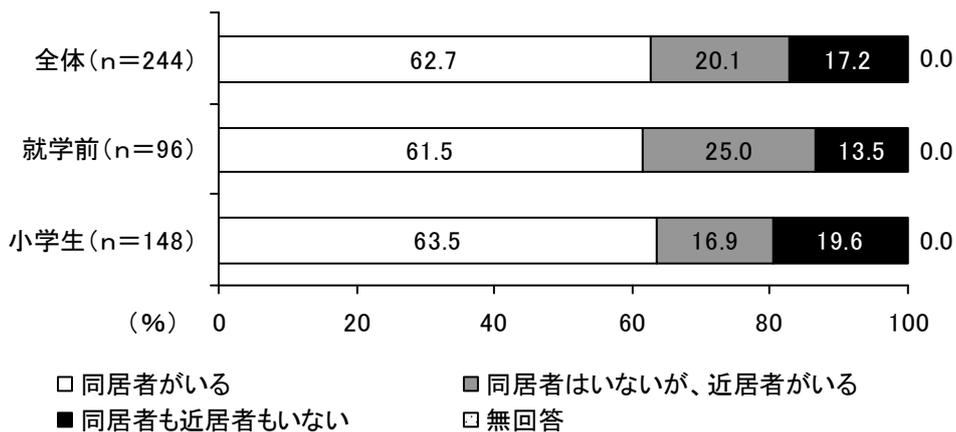
(単位 : %)

(8) 祖父母との同居・近居の状況

後期計画策定にあたって実施したアンケート調査（就学前児童調査及び小学生調査）結果をみると、祖父母と同居している人が 62.7%にのぼっていますが（図表 2-11 と照らし合わせてみても妥当な数値と考えられます）、同居していない人でも近居している人が多く、20.1%にのぼっています。つまり、全体の8割強は祖父母が同居、または近居しており、図表 2-11 で示されている数値以上に家庭養育力は高いと考えられます。

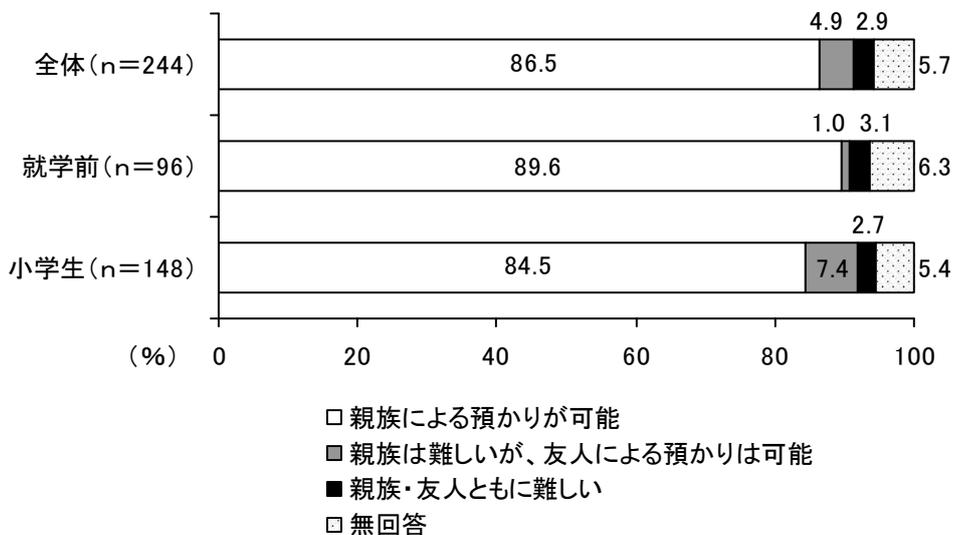
実際に、回答者の 86.5%は祖父母など親族による預かりが可能と回答しており、家庭養育力の高さは、七宗町の大きな強みといえます。

図表 2-12 祖父母との同居・近居の状況



※就学前児童調査及び小学生調査。

図表 2-13 子どもを預かってくれる人の有無



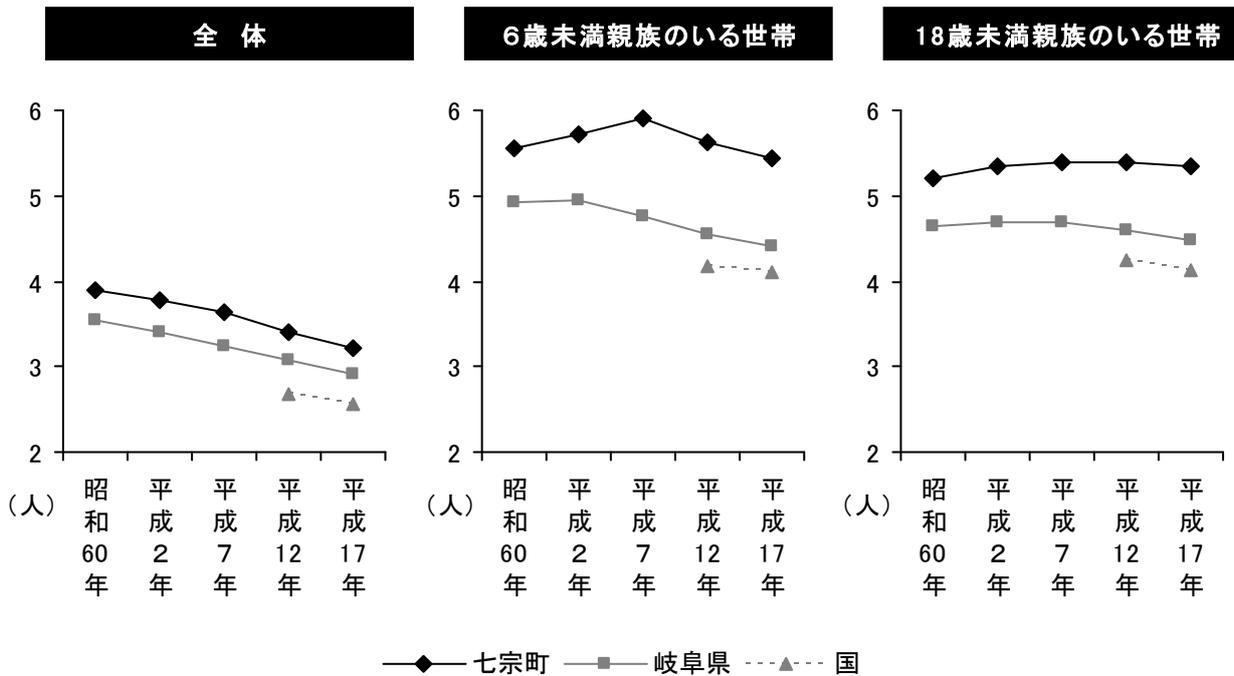
※就学前児童調査及び小学生調査。

七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

(9) 一世帯あたり平均人員数の推移

家庭の養育力を図るもう一つの指標となるのが、一世帯あたり平均人員数です。七宗町の子育て家庭の一世帯あたり平均人員数は5人を大きく超えており、岐阜県や国よりも丸々1人程度多くなっています。ここからも七宗町は家庭の養育力という面で恵まれていることがうかがえます。

図表 2-14 一世帯あたり平均人員数の推移



		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
全体	七宗町	3.89	3.78	3.64	3.40	3.21
	岐阜県	3.55	3.40	3.23	3.07	2.92
	国	-	-	-	2.67	2.55
6歳未満親族のいる世帯	七宗町	5.56	5.72	5.91	5.63	5.43
	岐阜県	4.93	4.94	4.77	4.55	4.41
	国	-	-	-	4.18	4.10
18歳未満親族のいる世帯	七宗町	5.21	5.35	5.40	5.39	5.34
	岐阜県	4.65	4.70	4.70	4.60	4.47
	国	-	-	-	4.24	4.13

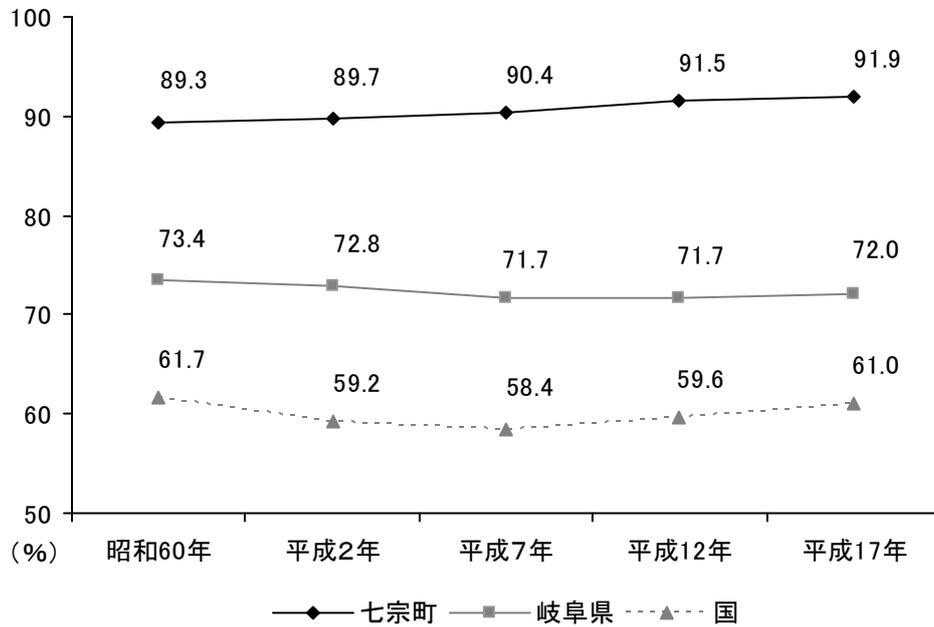
(単位：人)

※国勢調査。

2. 住環境

平成17年国勢調査における七宗町の持ち家世帯率は91.9%です。岐阜県では7割、国では6割であることから、持ち家世帯率は相当高いといえます。

図表 2-15 持ち家世帯率の推移



※国勢調査。

3. 母親と父親の就業状況

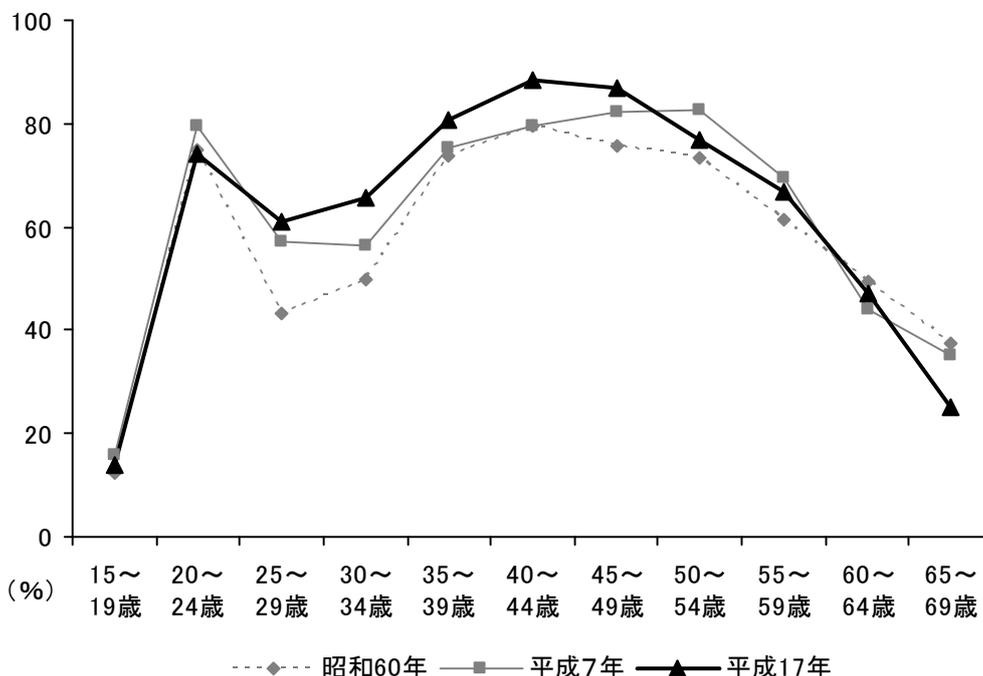
(1) 女性の年齢区別就業率の推移

平成17年、日本の総人口ははじめて減少に転じ、また、かつて経験したことのない高齢化が進むなど、人口構造の変化を伴う人口減少社会を迎えています。このような状況の中、経済社会の持続的な発展のために、女性は重要な労働の担い手と位置づけられています。しかし、「仕事と子育てが両立できる」社会環境が十分整っていない状況があるため、「就労か、出産・子育てか」という二者択一の状況となってしまう状況があります。

これを端的に表したものが女性の年齢区別就業率です。いわゆる「M字曲線」といわれるもので、20～24歳で一度大きく上昇し、結婚・子育て期となる25～29歳、30～34歳で急激に低下、その後、ある程度子どもが大きくなった35～39歳から再び上昇し、40～44歳、45～49歳でピークとなり、以降徐々に低下する傾向を折れ線グラフで表したものです。

七宗町の状況をみると、20年前の昭和60年、あるいは10年前の平成7年と比較すると、「M」の凹は小さくなってきてはいるものの、今なおM字となっています。

図表 2-16 女性の年齢区別就業率の推移（M字曲線）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
昭和60年	12.3	74.8	43.1	49.7	73.9	79.6	75.8	73.5	61.5	49.4	37.6
平成7年	15.7	79.5	57.1	56.3	75.3	79.5	82.3	82.6	69.5	44.2	35.2
平成17年	13.7	74.2	60.9	65.6	80.8	88.3	86.9	76.7	66.8	47.2	25.3

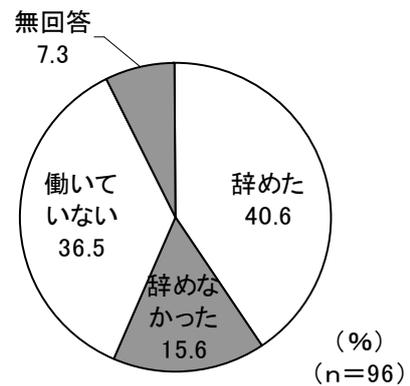
(単位 : %)

※国勢調査。

(2) 出産前後1年における離職状況(母親)

就学前の子どもをもつ母親に、子どもの出産前後に仕事を辞めたかどうか尋ねたところ、40.6%が「辞めた」と回答しています。これは、図表2-16で示した「M」の凹を経験している人の割合をさしています。

図表2-17 出産前後1年における離職状況(母親)



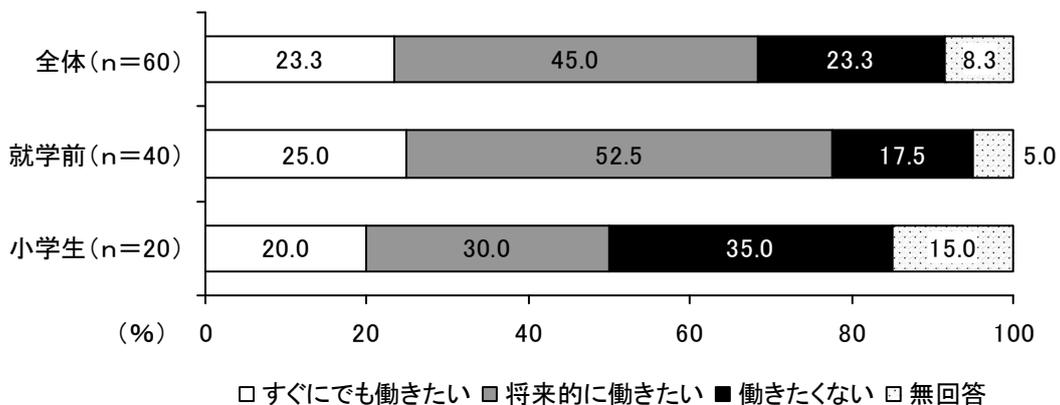
※就学前児童調査。

(3) 現在働いていない母親の就業希望

アンケート調査において、働いていない母親に今後の就業の希望を尋ねました。その結果、「すぐにでも働きたい」23.3%、「将来的に働きたい」45.0%となり、合わせて68.3%の母親に就業の希望があります。

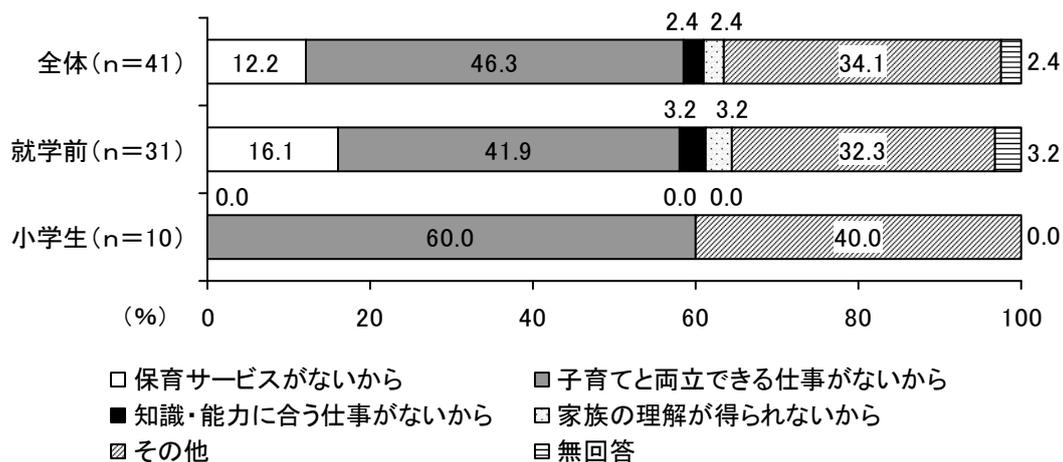
しかし、「保育サービスがないから」12.2%、「子育てと両立できる仕事がないから」46.3%などの理由により、働くことができていない現状があります。

図表2-18 現在働いていない母親の今後の就業希望



※就学前児童調査及び小学生調査。

図表 2-19 就業希望がありながら働いていない理由



※就学前児童調査及び小学生調査。

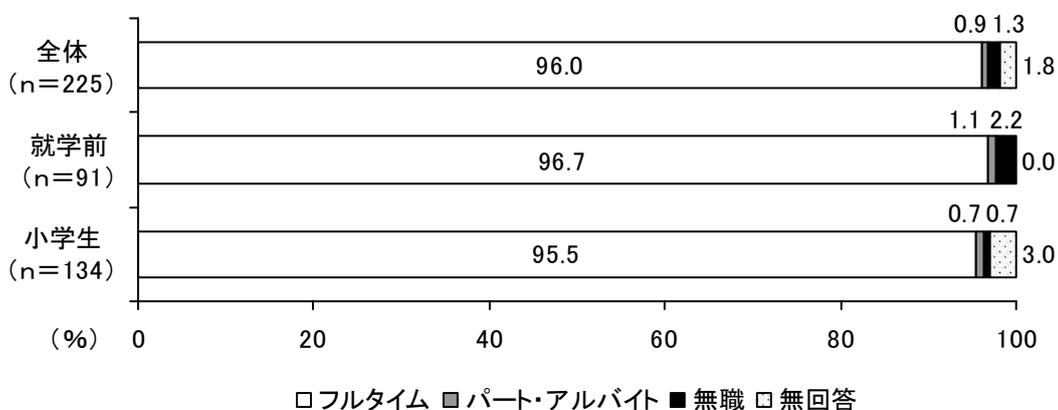
(4) 父親の就業状況

アンケート調査結果をみると、96.0%の父親はフルタイムで働いています。

このうち、36.6%の人は1週間あたりの就労時間が50時間以上となっており、これらの人たちは残業が常態化している可能性が高いと考えられます。

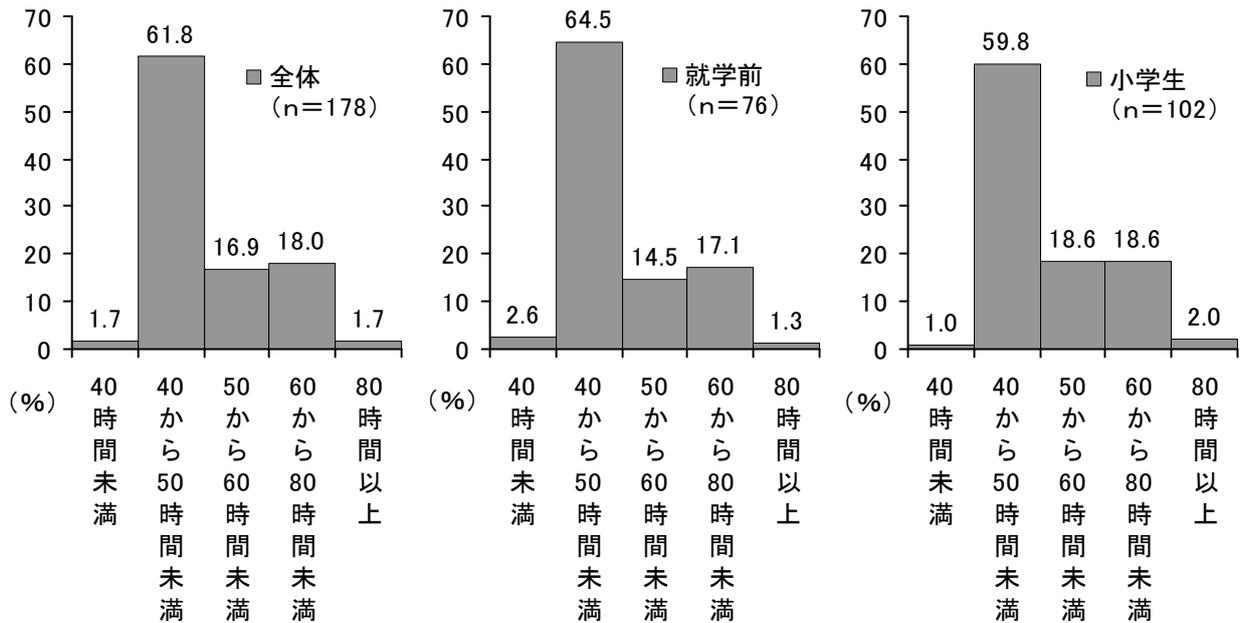
また、帰宅時間が21時以降という人が15.2%にのぼっており、これらの人たちは子どもが起きている時間に帰宅できていない可能性が高いと考えられます。

図表 2-20 父親の就業状況



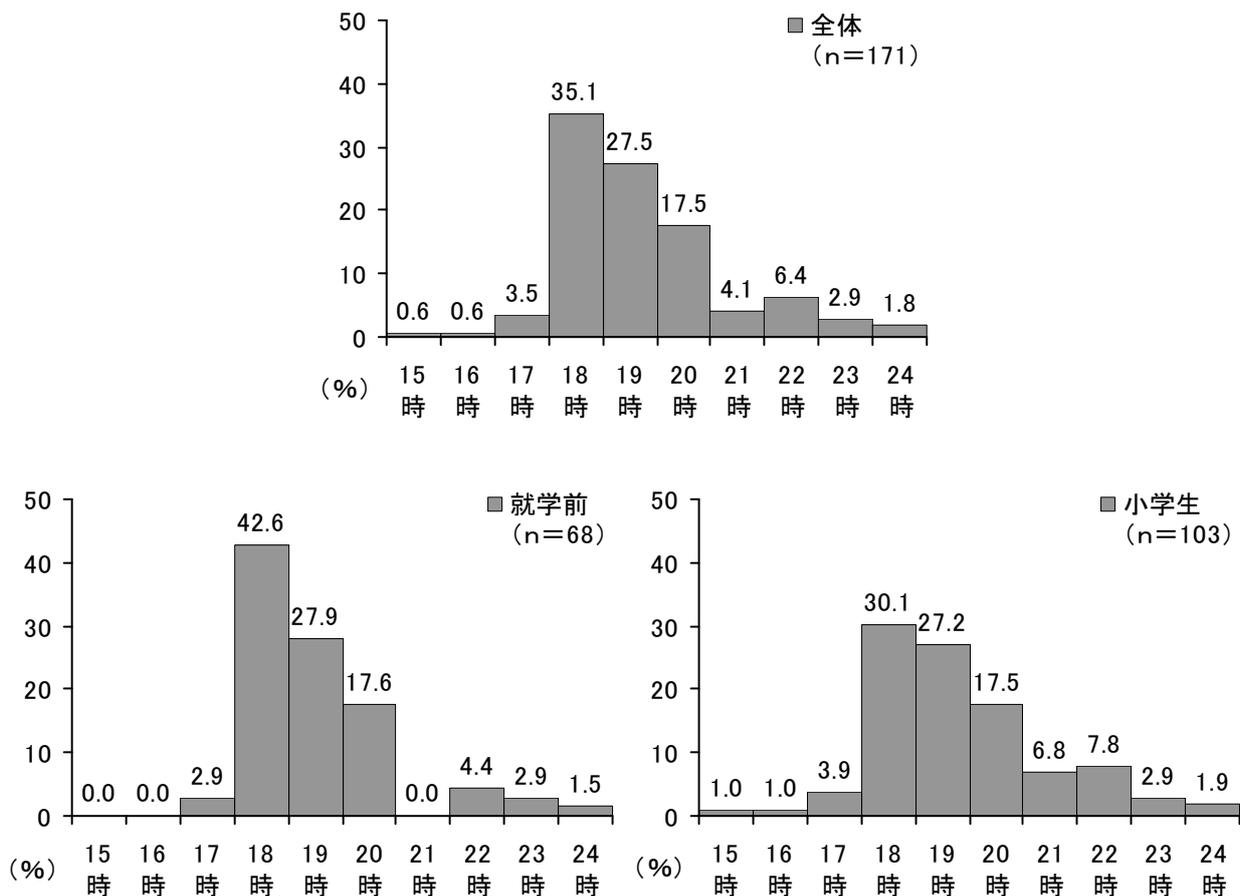
※就学前児童調査及び小学生調査。

図表 2-21 フルタイムで働く父親の1週間あたりの就労時間



※就学前児童調査及び小学生調査。

図表 2-22 フルタイムで働く父親の帰宅時間

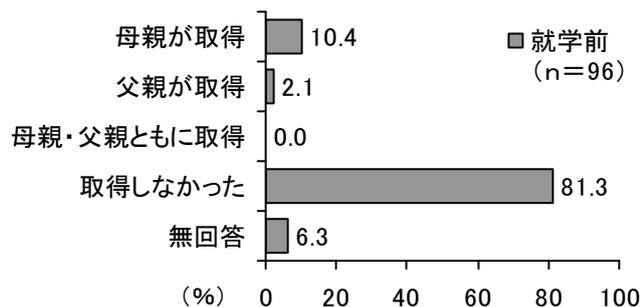


※ 就学前児童調査及び小学生調査。

(5) 育児休業の取得状況

就学前の子どもをもつ保護者に、育児休業の取得状況を尋ねたところ、「母親」10.4%、「父親」2.1%にとどまり、「取得しなかった」は81.3%にのぼりました。育児休業制度の利用が進んでいない状況が浮き彫りとなった結果といえます。

図表 2-23 育児休業の取得状況



※就学前児童調査。

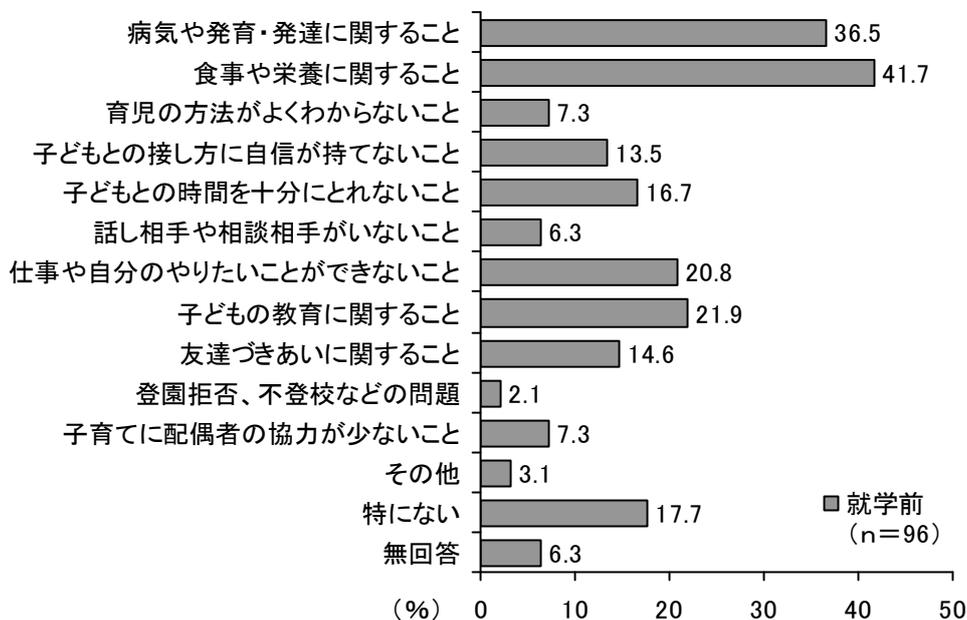
4. 子育てに対する意識

(1) 子育てに関する悩みや気になること

ニーズ調査において、子育てに関して悩んでいることや気になっていることについて尋ねたところ、就学前の保護者では76.0%、小学生の保護者では78.4%の人に、何らかの悩みや気になることがあるという回答結果が得られました。

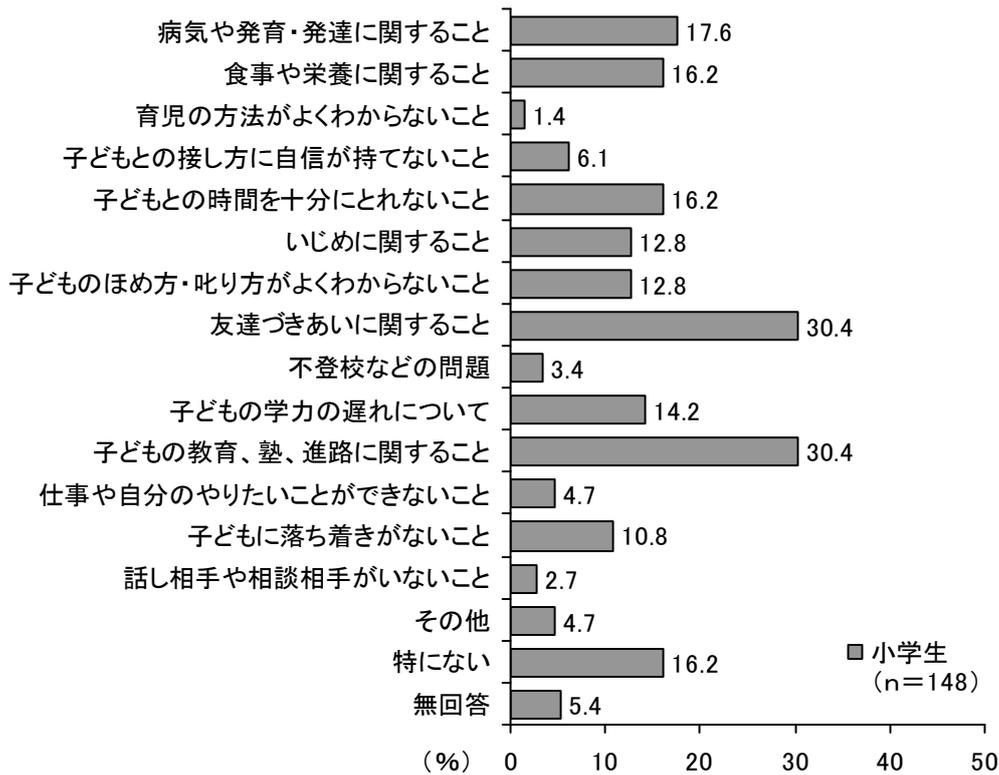
なお、悩みや気になることの内容としては、就学前の保護者では「食事や栄養に関すること」41.7%、「病気や発育・発達に関すること」36.5%などが高くなっており、小学生の保護者では「友達つきあいに関すること」と「子どもの教育、塾、進路に関すること」がともに30.4%となるなど高くなっていました。

図表 2-24 子育てに関する悩みや気になること（就学前児童の保護者）



※就学前児童調査。

図表 2-25 子育てに関する悩みや気になること（小学生の保護者）



※小学生調査。

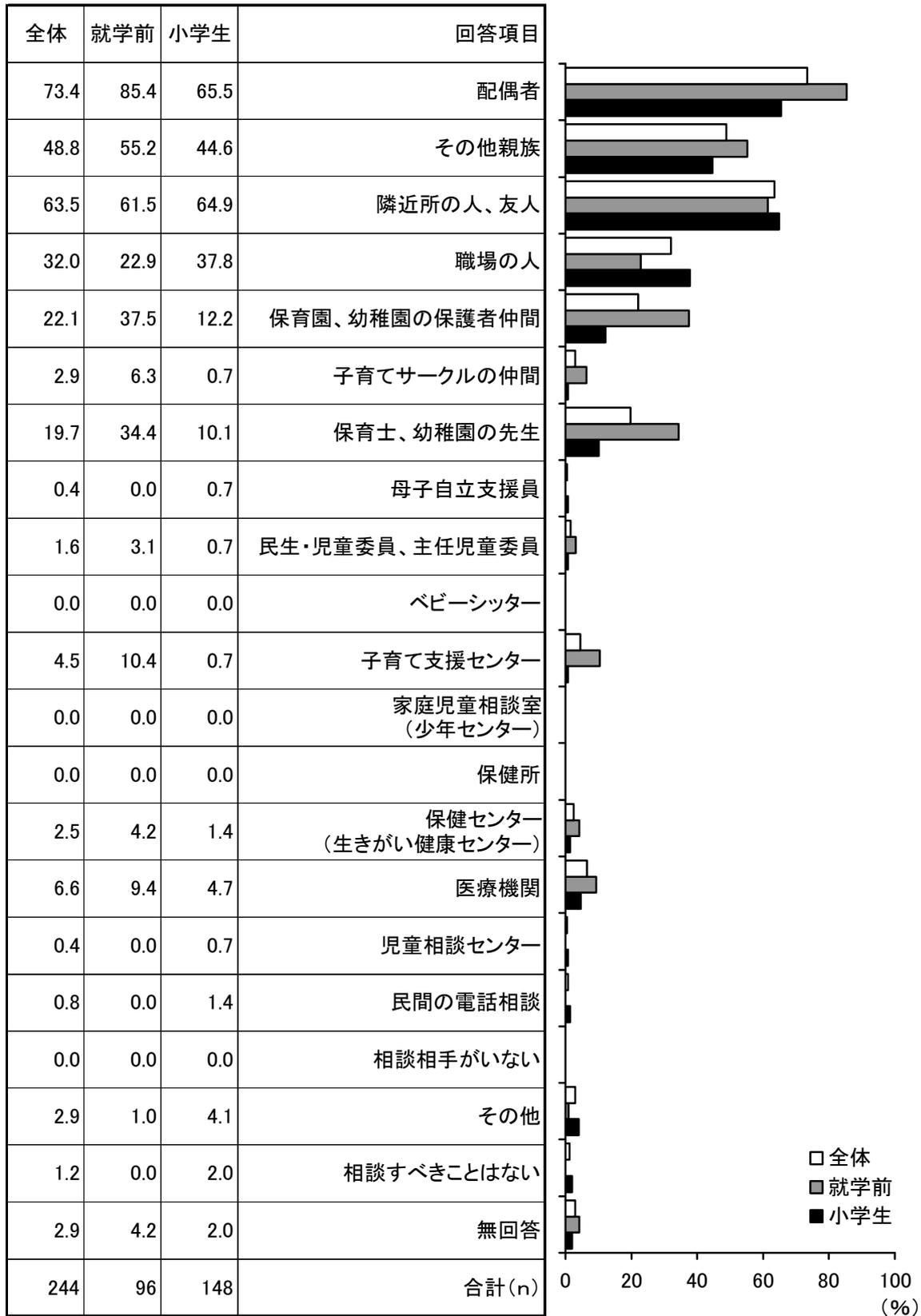
(2) 子育てに関する悩みや困り事の相談相手

子育てに関する悩みや困り事の相談相手について尋ねたところ、「配偶者」73.4%、「隣近所の人、友人」63.5%、「その他親族」48.8%、「職場の人」32.0%、「保育園、幼稚園の保護者仲間」22.1%など、回答者の個人的関係に依拠した人が相談相手の中心となっている状況がうかがえました。

そのような中、就学前の保護者では「保育士、幼稚園の先生」をあげた人が34.4%と3割を超え、専門職の中では非常に身近な相談相手となっています。一方、小学生の保護者では、就学前の保護者の「保育士、幼稚園の先生」のような専門職の相談相手が見当たらない結果となっています。

七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

図表 2-26 子育てに関する悩みや困り事の相談相手



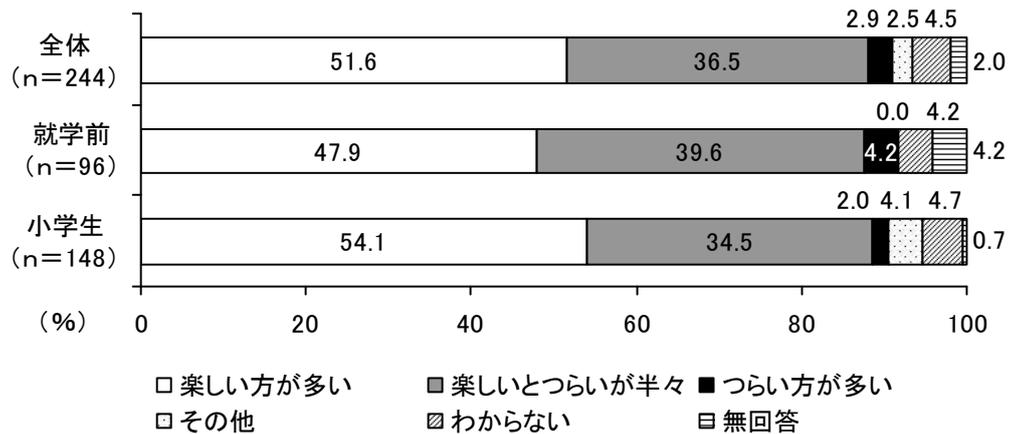
※就学前児童調査及び小学生調査。

(3) 子育てを楽しめているか

アンケート調査において、子育てを楽しんでいると感じることが多いか、つらいと感じることが多いか尋ねたところ、「楽しい方が多い」と回答した人は51.6%にとどまりました。言い換えると、「楽しい方が多い」と答えられなかった人が48.4%にのぼるということを示しています。

「楽しい方が多い」と答えられなかった人の割合が想像以上に多く、物心両面での支援の必要性を痛感させられる結果となっています。

図表 2-27 子育ては楽しい方が多いか、つらい方が多いか



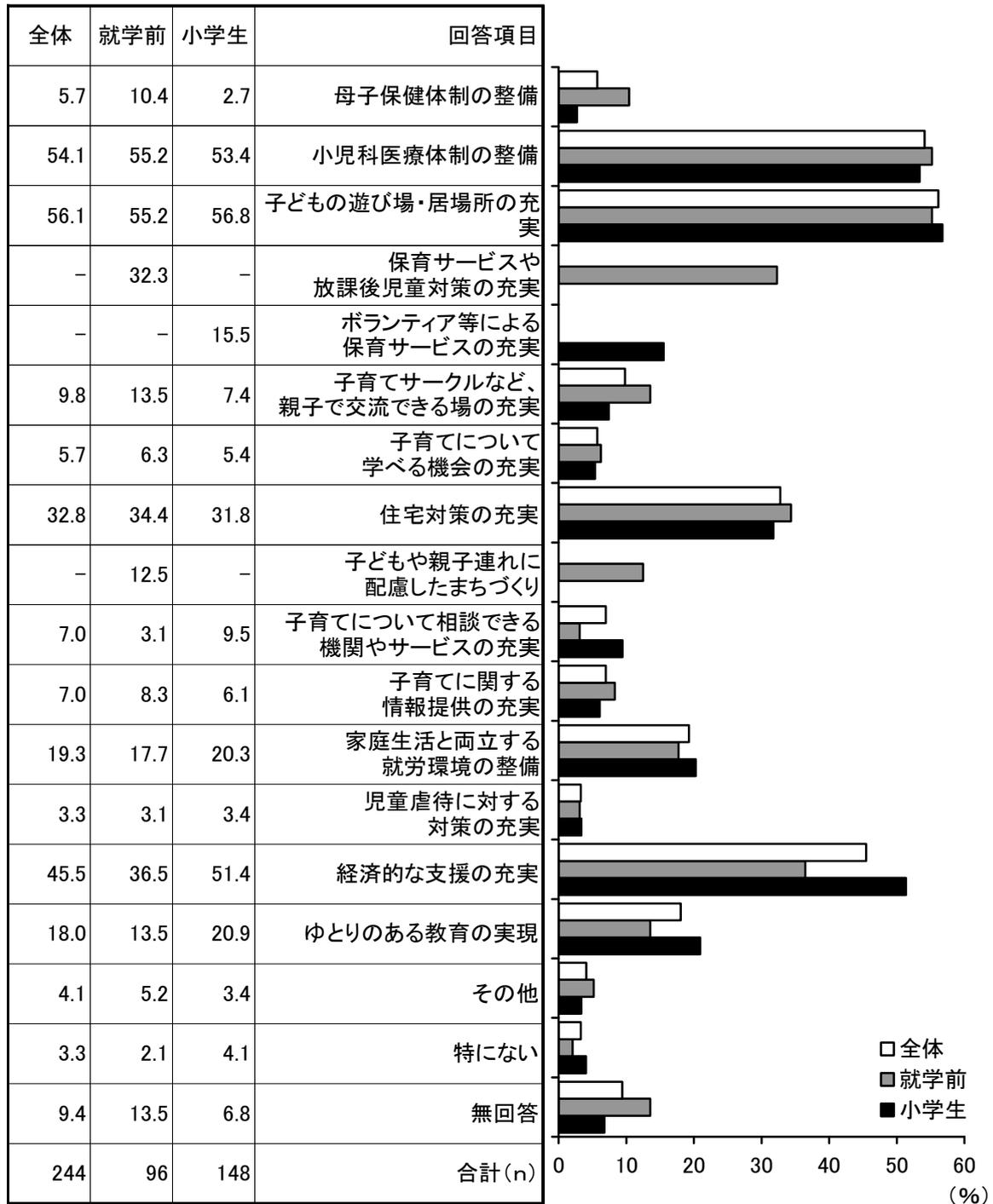
※就学前児童調査及び小学生調査。

5. 求められている支援の内容

(1) 町に充実を図ってほしい子育て支援施策

町に対して充実を図ってほしい支援を尋ねたところ、「子どもの遊び場・居場所の充実」56.1%、「小児科医療体制の整備」54.1%、「経済的な支援の充実」45.5%、「住宅対策の充実」32.8%となりました。

図表 2-28 町に充実を図ってほしい子育て支援施策



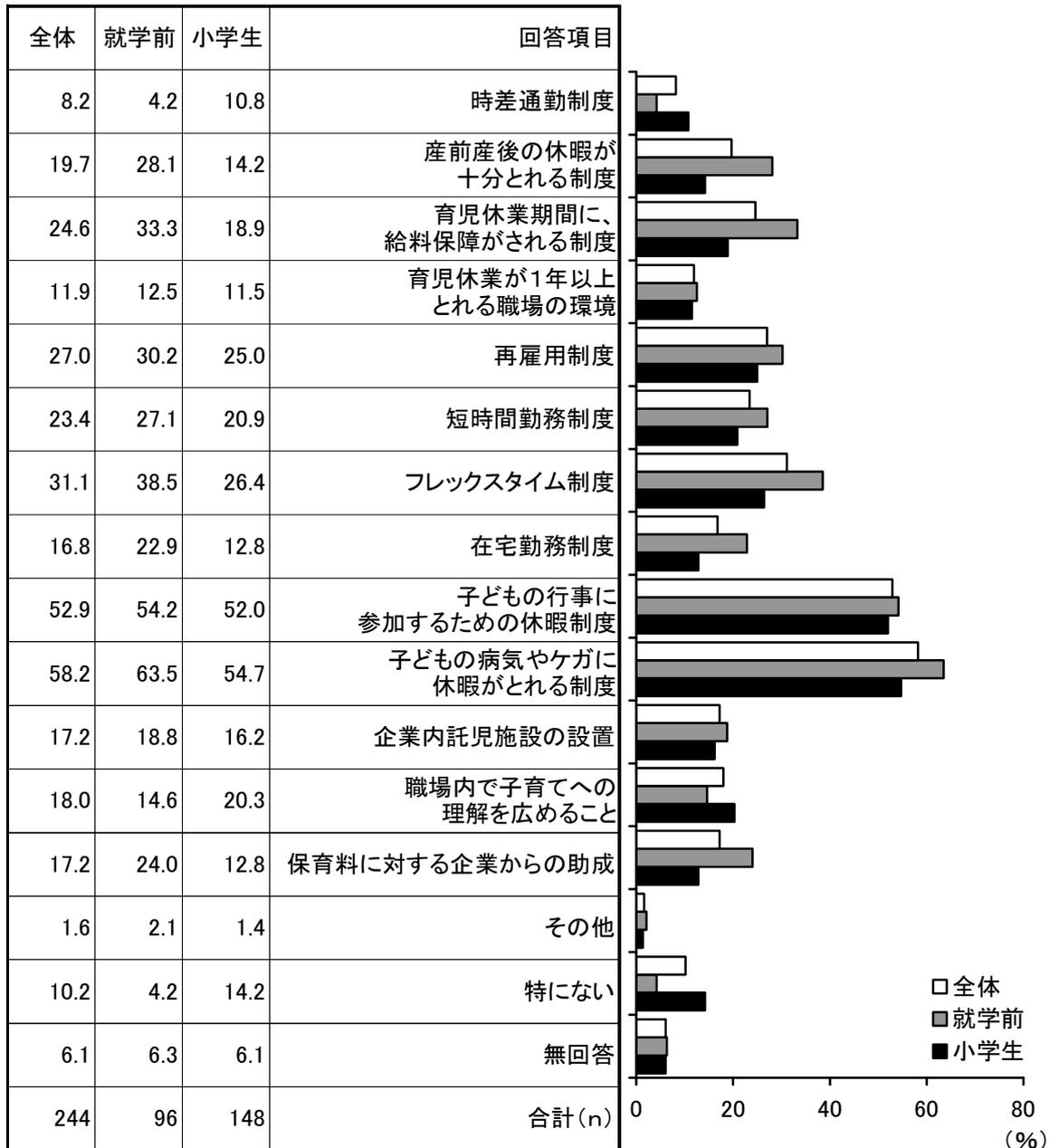
※就学前児童調査及び小学生調査。

※就学前児童調査及び小学生調査のそれぞれの回答項目が一部異なる（「-」で表記）。

(2) 子育てと仕事の両立を図るために職場に求めること

男女ともに子育てと仕事の両立を図りやすくするために、職場に求めることを尋ねたところ、「子どもの病気やケガに休暇がとれる制度」58.2%、「子どもの行事に参加するための休暇制度」52.9%などとなり、取得しやすい休暇を求める声が非常に大きくなっていました。

図表 2-29 子育てと仕事の両立を図るために職場に求めること



※就学前児童調査及び小学生調査。

第 3 章

基本目標及び計画の体系

I 基本的視点

本章以下では、前章までの七宗町の現状を踏まえつつ、「子どもが健やかに生まれ、育成される社会環境の整備」や、その先にある「少子化に歯止め」といった目的の達成に向けて、今後5年間に到達すべき目標と具体的な取り組みを定めていきます。

ここでは、今後5年間に到達すべき目標と具体的な取り組みを定めていく上で基本となる視点を確認しておきます。

視点1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する視点を持ちます。

視点2 次代の親づくりの視点

子どもは、次代の親になるという認識のもと、10年先、20年先を見据えた支援を行う視点を持ちます。

視点3 すべての子どもと家庭への支援の視点

本計画の対象は、すべての子どもとその家庭です。そこには、さまざまなニーズがあると思われませんが、それらニーズに柔軟に対応していく視点を持ちます。

視点4 仕事と生活の調和を図る視点

父親、母親ともに「仕事か、家庭か」のどちらか一方を選択せざるを得ない状況が依然として見受けられます。父親、母親ともに「仕事も、家庭も」行うことができる社会づくりを進めるという視点を持ちます。

視点5 まち全体で支援を行う視点

子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、その子育てを、国・県・町、企業、地域といったまち全体で支えるという視点を持ちます。

視点6 町内外の社会資源の効果的活用の視点

町内には、ヒト、モノといったさまざまな社会資源があります。これらを最大限効果的に活用する視点を持ちます。また、町外にもすぐれた社会資源があることから、これらも効果的に活用する視点を持ちます。

視点7 サービスの質の確保・向上の視点

子育て支援や児童健全育成などに関する各種サービスは、必要とされる量の確保が求められる一方で、その質が高い次元で確保され、また、さらなる向上が図られることが不可欠です。そのため、サービスの質を確保するとともに、向上を図る視点を持ちます。

視点8 前期計画からの継続と発展の視点

本計画には、前期5年間の積み上げがあります。この5年間の取り組みをもとに、良かったところはそのまま伸ばし、悪かったところは改善を図る、さらにはそれらでは対応しきれない新たな課題についても適切に対応するという視点を持ちます。

II 基本目標

ここでは、「子どもが健やかに生まれ、育成される社会環境の整備」や、その先にある「少子化に歯止め」といった目的の達成に向けて、今後5年間に到達すべき目標を定めます。

なお、ここで掲げる目標は、記憶に残りやすいシンプルなフレーズとし、みんなで声に出して確認しながら、実現のための取り組みを進めていけるようにします。

基本目標

笑顔で子育て はじける笑顔

一分かち合おう！子育てと成長をー

子育ては、楽しいことや嬉しいことばかりではありません。つらいことや悲しいこと、苦しいこともあります。でも、やっぱり「子育ては楽しい」と思えるような町、子どもたちの笑顔がはじけ、「この町で暮らせてよかった」「これからもこの町で暮らしたい」と思えるような町にしていきたいと思えます。

現在、子育ての主な担い手は大半の家庭で母親です。その母親たちが「子育ては楽しい」と思えるためには、「楽しい」や「嬉しい」、「つらい」や「悲しい」といった感情が分かち合え、子育ての担い手として成長できるためにも「友」が必要です。そのため、お父さんをはじめ、おじいちゃんやおばあちゃん、地域のおじさんやおばさん、みんなで子育てを分かち合える、そんなまちづくりを進めていきたいと考えています。

Ⅲ 重点政策・基本政策及び計画の体系

前述の通り、今後5年間に到達すべき基本目標を、「笑顔で子育て はじける笑顔 一分かち合おう！子育てと成長を」としました。ここでは、この目標の実現に向けて取り組む政策を設定します。

重点政策

1 分かち合いの子育ての推進

基本目標には、「分かち合おう！子育てと成長を」という副題をつけました。これは、主な子育ての担い手である母親たちが「子育てが楽しい」と思えるためには、子育てに関する「楽しい」や「嬉しい」、「つらい」や「悲しい」といった感情を共有できる存在が必要であり、お父さんをはじめ、おじいちゃんやおばあちゃん、地域のおじさんやおばさん、みんなが丸となってその役割を担うことが大切だと考えたからです。

そのため、お父さんをはじめ、おじいちゃんやおばあちゃん、地域のおじさんやおばさんの子育てに対する意識向上を図り、みんなで子育てを分かち合えるまちづくりを進めます。

なお、本政策を後期5年間において、特に重点的に取り組む重点政策と位置づけ、積極的な推進を図っていきます。

【本政策のもとで推進する施策及び事業】

1-1 家庭の子育て力の強化

- (1) 乳幼児学級・家庭教育学級の充実
- (2) 食に関する学習の推進
- (3) 家庭の子育て力向上に向けた啓発活動の推進
- (4) 「両親教室」の参加促進
- (5) 赤ちゃん教室の充実

1-2 地域で取り組む子育ての推進

- (1) ちびっ子ハウスの充実
- (2) 託児ボランティア（活動）の充実
- (3) 平日放課後の小学生の安全な居場所（放課後子ども教室）の確保
- (4) スポーツ少年団活動の活性化支援
- (5) 子ども会活動の活性化支援
- (6) チャレンジクラブの充実
- (7) 子どもの地域活動・ボランティア活動への参加促進
- (8) 有害環境対策の推進
- (9) 「子ども見守りの家」の活動の充実
- (10) 防犯ボランティア活動の推進

1-3 地域の子育て力の強化

- (1) 子どもの健全育成・子育て支援に関するボランティアの養成
- (2) 地域の子育て力向上に向けた啓発

1-4 お父さんの子育て力の強化

- (1) 父親の育児参加を図るための啓発活動の推進
- (2) 「親子ふれあい体験活動」の充実

1-5 ワークライフバランスの推進

- (1) ワークライフバランスの啓発活動の推進
- (2) 企業への働きかけ

基本政策

2 子育て支援サービスの充実

主に子育てを担っている母親の子育てと仕事の両立を支援する観点から、また、心身の負担軽減、さらには経済的な負担軽減を図る観点から、各種の子育て支援サービスの充実を図ります。

【本政策のもとで推進する施策及び事業】

2-1 子どもの預かりサービスの推進

- (1) 通常保育・低年齢児保育の推進
- (2) 延長保育の推進
- (3) 一時預かりの推進
- (4) 休日保育の実施
- (5) 病児・病後児保育の確保
- (6) 児童クラブの充実
- (7) ファミリーサポートセンター事業の実施検討

2-2 お母さんの心理的サポートの推進

- (1) 地域子育て支援センターの機能強化
- (2) 乳児家庭全戸訪問事業の充実
- (3) 養育支援訪問事業の実施
- (4) 生きがい健康センターによる乳幼児相談・電話相談の推進

2-3 経済的支援の推進

- (1) 乳幼児医療公費負担制度の推進
- (2) 保育料の負担軽減
- (3) 育児給付金の充実
- (4) 母子・父子世帯に対する医療費の助成

基本政策

3 子どもの心身の健やかな成長支援の推進

子どもの心身の健やかな成長を促すため、保育園や学校における教育の充実、母子保健事業の充実を図ります。また、障がいや虐待、不登校など、特別な配慮を要する子どもたちへの支援体制を強化します。

【本政策のもとで推進する施策及び事業】

3-1 保育園・学校の機能強化

- (1) 保育園と地域の交流の推進
- (2) 保育園と小学校の交流の推進
- (3) 園教育・学校教育の充実
- (4) 学校の相談機能の強化
- (5) 学校等の統廃合整備

3-2 母子の健康支援の推進

- (1) 母子健康手帳の交付の利便性向上
- (2) 妊婦健診の推進
- (3) 乳幼児健診の実施
- (4) 乳幼児歯科健診・歯みがき教室の実施

3-3 思春期保健対策の推進

- (1) 学校での食育の推進
- (2) 性や性感染症予防・喫煙や薬物に関する知識の普及
- (3) 思春期電話相談の利用促進
- (4) 「安心・安全ケータイネットの活用について」の周知徹底

3-4 自立したおとな・次代の親の育成

- (1) 職業体験の推進
- (2) 乳幼児保育体験の推進
- (3) 子どもの意見を聴く場の設置

3-5 特別な配慮を要する子どもたちへの対応の強化

- (1) 早期療育の実施
- (2) 障がい児保育の充実
- (3) 障がい児教育の推進
- (4) 障がいに関する相談機能の強化
- (5) 小学校のバリアフリー化の推進
- (6) 虐待・不登校児童等への専門的対応

基本政策

4 安心して子育てできる生活環境の整備

本計画において、子育て支援サービスや保育園や学校における教育、母子保健事業などの充実を図ることとしていますが、これらのサービスや事業がその利用対象となる子育て家庭に確実に認知されるよう、情報提供の充実に努めます。また、サービスや事業が必要なときに適切に利用されるよう、相談支援体制の充実を図ります。

安心して子育てができるよう、住宅の確保に努めるとともに、医療や遊び場の確保、交通安全や防犯対策の充実、バリアフリーなどの生活環境の整備を進めます。

【本政策のもとで推進する施策及び事業】

4-1 相談・情報提供体制の充実

- (1) 気軽になんでも相談できる体制の整備
- (2) 多様な方法での情報提供

4-2 良質な住宅の確保

- (1) 七宗町空き家等情報登録制度の利用促進
- (2) 町営住宅の提供

4-3 生活環境の整備

- (1) 小児医療体制の確保
- (2) 遊び場の整備
- (3) 公共施設等のバリアフリー化
- (4) 交通安全対策
- (5) 防犯教育の推進
- (6) 防犯灯の整備

基本政策

5 「笑顔で子育て はじける笑顔」推進体制の強化

本計画を着実に推進していくため、推進体制の強化を図ります。

【本政策のもとで推進する施策及び事業】

5-1 「笑顔で子育て はじける笑顔」推進のための連携強化

- (1) 子育て支援センター推進委員会を中心とした連携体制の構築
- (2) 近隣市町村及び岐阜県との連携

5-2 専門職等の専門性向上に向けた支援の推進

- (1) 教職員や保育士、保健師等専門職の資質向上
- (2) 民生委員、主任児童委員の資質向上

第4章

基本計画

I 分かち合いの子育ての推進

施策コード 1-1 家庭の子育て力の強化

方針

家庭の子育て力を高めるため、乳幼児学級・家庭教育学級をはじめ、さまざまな学習機会を提供するとともに、その参加促進を図ります。また、母親と父親が協力して子育てをすることについての啓発を行います。

▶▶▶ (1) 乳幼児学級・家庭教育学級の充実 //

■ ねらい ■

乳幼児、保育園児、小・中学生をもつ保護者の子育てに対する不安や悩みへの解決力を高め、家庭教育力の向上を図ります。

■ 取り組み ■

① 参加促進

- 保育園や小・中学校（またはその保護者会、PTA）を通じて、事業の周知と参加呼びかけを行い、参加者増を図ります。
- 乳幼児健診をはじめとする母子保健事業の場でも事業の周知と参加呼びかけを行います。

▶▶▶ (2) 食に関する学習の推進 //

■ ねらい ■

子どもに対し、その保護者が発達段階に応じた適切な食事を与えられるよう、栄養や食に関する知識を提供します。

■ 取り組み ■

① 機会をとらえた食育講話の実施

- 各乳幼児健診時に栄養や食に関する講話や、1、2歳といった節目の時期には栄養相談を実施しています。今後も継続して、これらの取り組みを行っていきます。

② 乳幼児学級・保育園の家庭教育学級での食育調理実習 【関連事業：1-1(1)】

- 乳幼児や保育園児をもつ保護者を対象に、食に関する講話を行い、実際に調理実習を行

い食育について学びます。

③ 保育園児の保護者への情報提供

- 保育園児をもつ保護者に対して栄養に関する情報を提供し、子どもの食生活の改善を図るため、定期的に「給食だより」を発行し、情報提供を図ります。
- また、保護者を対象に「保育園給食試食会」などを行い、保育園給食への理解と、栄養教育を行います。

▶▶▶ (3) 家庭の子育て力向上に向けた啓発活動の推進 //

■ ねらい ■

父母による子育て力の向上に向けて、父母の子育てに対する意識向上を図ります。

■ 取り組み ■

① 意識向上に向けた情報発信

- 町広報や子育て情報紙、町ホームページなどを活用して、定期的に「子どもと接することの重要性」などの啓発を行います。

② 子育て支援セミナーの開催 【関連事業：2-2 (1)】

- 乳幼児の保護者を対象に「子育て支援セミナー」を開催し、子育てに関する情報を提供し、子育て力向上をめざします。

③ 「家庭の日」を活用した啓発活動の推進 【関連事業：1-2 (6) 1-4 (2)】

- 「家庭の日（毎月第3日曜日）」に合わせて、親子がふれあうことの重要性の啓発を行います。
- 「家庭の日」に関わって、親子で参加できる活動機会を提供します（例えば、「親子ふれあい体験活動」や親子で参加できる「チャレンジクラブ」など）。

▶▶▶ (4) 「両親教室」の参加促進 //

■ ねらい ■

子どもが生まれる前に父母の親としての自覚を促し、協力して出産や子育てを行う意識を持たせます。

■ 取り組み ■

① 母子健康手帳交付時などでの情報提供の実施

- 母子健康手帳交付時などに情報提供を行い、夫婦で参加のできる教室づくりを行います。

▶▶▶ (5) 赤ちゃん教室の充実



■ ねらい ■

離乳食や予防接種、事故予防など、乳児期における子育ての重要ポイントについて学び、それらの不安の解消を図ります。

■ 取り組み ■

① 参加促進 【関連事業：3-2(3)】

- 「3～5か月児健診」及び「7～9か月児健診」とセットで行うため、健診に参加した保護者は全員が受講しています。そのため、健診受診率を高め、さらなる受講者数の増加を図ります。
- 健診未受診者のフォローアップと合わせて、本教室の講義内容等の情報提供にも努めます。

② 講義内容の充実

- 受講者に対して、事前に講義のテーマに関する困り事を聞いて、多くみられる困り事を講義の中で説明したり、事後に感想をうかがい、受講後のフォローアップや、次回講義の参考とするなど、講義内容の充実に努めます。

施策コード 1-2 地域で取り組む子育ての推進

方針

地域で取り組む子育てや子どもへの健全育成に関する活動の活性化・充実に向けた支援を行います。

▶▶▶ (1) ちびっ子ハウスの充実 //

■ ねらい ■

①子どもを自由に遊ばせることができる、②専門的知識をもつ人に相談できる、③同世代の子どもをもつ保護者同士で交流できる場を提供することで、乳幼児期の子育てを総合的にサポートします。

■ 取り組み ■

① 活動の充実 【関連事業：1-3 (1)】

□開所日や開所時間の拡大など、活動の充実を図ります。

② 利用促進

□町広報や子育て情報紙、町ホームページなどの活用や、母子保健事業などを通じて、本事業を周知し、利用者増を図ります。

▶▶▶ (2) 託児ボランティア（活動）の充実 //

■ ねらい ■

講演会や学習会の際の託児などのちょっとした子どもの預かりニーズに対応します。

■ 取り組み ■

① 活動の充実 【関連事業：1-3 (1) 2-1 (7)】

□現在は、講演会や学習会の際の託児や、「ちびっ子ハウス」の運営が主な活動内容となっています。今後、例えば一時預かりを利用するまでもない、あるいは一時預かりを利用できない場合の代替サービスとしての相互扶助的な一時預かり（ファミリーサポートセンター事業）の展開について検討します。

▶▶▶ (3) 平日放課後の小学生の安全な居場所（放課後子ども教室）の確保 //

■ ねらい ■

小学生の放課後の安全な居場所を確保するとともに、遊びや文化を教えることで心身の健やかな成長を促します。

■ 取り組み ■

① 放課後児童健全育成事業との兼ね合いも踏まえた

「放課後子ども教室」実施の検討 【関連事業：1-3 (1) 2-1 (6)】

□放課後子ども教室とは、地域の方々の参画を得て、すべての子どもを対象に安心・安全な子どもの居場所を提供し、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動を行う事業です。類似する事業として放課後に子どもを預かる「放課後児童健全育成事業」があり、今後、この事業についても平日放課後の実施を検討していくこととなります。そのため、「放課後児童健全育成事業」の検討状況、あるいは実施状況なども踏まえつつ、託児ボランティアや子育てマイスターの協力も仰ぎながら、実施について検討します。

▶▶▶ (4) スポーツ少年団活動の活性化支援 //

■ ねらい ■

年齢の枠を超えてスポーツに取り組むことによって、仲間づくりや心身の成長を促します。

■ 取り組み ■

① スポーツ少年団活動の活性化に向けた支援

□平成21年4月1日現在、スポーツ少年団が5種目6団体あります。少子化に伴い、団員が減少し、全学年の合算により何とか各競技の競技人口を確保できているという状況があります。今後、例えばこれらの競技の枠を超えて1つの「スポーツ少年団」とし、その中でさまざまなスポーツにみんなで取り組むといった総合型スポーツクラブへの移行、また、それに伴い、親子で参加できる活動にするなど、活動の体制強化に向けた助言指導や提案、支援を行っていきます。

② 活動費の助成

□スポーツ少年団における活発な活動を促すため、引き続き助成を行います。

▶▶▶ (5) 子ども会活動の活性化支援 //

■ ねらい ■

異年齢の集団による活動を通じて、仲間づくりや心身の成長を促します。

■ 取り組み ■

① 子ども会活動の活性化に向けた支援

□平成21年4月1日現在、単位子ども会が30団体あり、325人の子どもが加入しています。「家庭よりも大きい集団の中で仲間づくりや心身の成長を促す」といった目的を果たす上ではぎりぎりの人数規模となっており、単位子ども会間での活動連携や、さらには単位子ども会同士の統合など、活動の体制強化に向けた助言指導や提案、支援を行っていきます。

② 活動費の助成

□子ども会における活発な活動を促すため、引き続き助成を行います。

▶▶▶ (6) チャレンジクラブの充実 //

■ ねらい ■

土曜日の子どもの居場所を確保するとともに、体験を通じたさまざまな活動を行うことで心身の健やかな成長を促します。

■ 取り組み ■

① 活動内容の充実

□チャレンジクラブは、地域で何らかの技能をもつ人を「まちの先生」として講師に招き、体験教室を開催するというものです。「まちの先生」となる講師の発掘を進め、活動内容の充実を図ります。

②近隣市町村の類似事業の相互利用の検討

□近隣市町村においても、土曜日の子どもの居場所の確保のための体験型教室の開催を行っています。魅力あるさまざまな活動に参加させること、本事業への参加者増を図るといった観点から、近隣市町村と調整し、相互に利用できる仕組みについて検討します。

▶▶▶ (7) 子どもの地域活動・ボランティア活動への参加促進 //

■ ねらい ■

地域のおとなとともに、地域活動やボランティア活動に取り組む機会を提供し、地域への理解を促すとともにボランティア精神や社会性を身につけさせます。

■ 取り組み ■

① 各種行事への参加促進

- 毎年1回ずつ「クリーン作戦」「レッキ-マラソン運営ボランティア」を行っています。
小・中学校に協力を要請して、小・中学生が地域のおとなとともに活動できるような機会を増やし、参加促進に努めます。

▶▶▶ (8) 有害環境対策の推進 //

■ ねらい ■

性や暴力などの過激な情報に対する子ども自身の対応力を身につけさせるとともに、こうした情報が簡単に子どもの手に届かないような配慮を進めます。

■ 取り組み ■

① 家庭と学校との連携による教育の推進 【関連事業：3-3(4)】

- 性や暴力などの過激な情報を得ないように、家庭でも、学校でも指導を行います。

② 有害図書等の販売自粛に向けた働きかけ

- 子どもに対し、有害図書を販売しないのはもちろんのこと、子どもがそれらを手にしにくい販売方法（商品陳列の方法の工夫やひも等でくるなど）にしたり、場合によっては販売の自粛などに向けた協力の要請を町内店舗に働きかけます。

▶▶▶ (9) 「子ども見守りの家」の活動の充実 //

■ ねらい ■

子どもが助けを求められるシェルターを確保し、子どもの安全を確保します。

■ 取り組み ■

① 協力世帯の増加及び更新

- 平成21年4月1日現在、協力世帯が277世帯ありますが、やや地域による偏りがみられるため、地域バランスも考慮しながら協力世帯数の増加を図っていきます。
- すでに協力世帯となっている世帯についても、一定年数経過後に、継続して協力が可能かどうかの確認を行っていきます。

② 「子ども見守りの家」の活用方法の周知

- 学校や家庭などで、子どもに対し「子ども見守りの家」の活用方法や協力世帯のある場

所の周知を図ります。

③ 「子ども見守りの家」の活用事例の共有

- 「子ども見守りの家」が活用された場合の情報共有及びそれに基づく対処方法のルール化を図り、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。

▶▶▶ (10) 防犯ボランティア活動の推進

■ ねらい ■

登下校時や放課後等の安全を確保します。

■ 取り組み ■

① 多様な見回り事例の提供 【関連事業：4-3(6)】

- 登下校時や放課後等における防犯パトロールは、全国各地でさまざまな活動が行われています。中には、犬の散歩の時間を子どもの登下校時に合わせて見守りを行う人がいたり、子どもの下校時に放送で見守りへの協力を呼びかける地域があったりします。こうした草の根的な見守り活動の情報を収集・提供し、協力を呼びかけることによって、住民一人ひとりの協力を促します。

② 多様な地域組織の連携による見守り活動シフトの作成

- PTAや子ども会をはじめ、自治会、青少年育成町民会議、民生委員児童委員協議会など、地域にはさまざまな団体があります。これら団体に対し、登下校時や放課後等の見守りの協力を要請し、協力していただける組織について、活動日や活動場所の調整を行うなど、効果的・効率的な活動体制を構築します。

施策コード 1-3 地域の子育て力の強化

方針

地域の子育て力を強化するため、子育て支援や子どもの健全育成に取り組むボランティアの養成・確保に努めます。また、住民の意識を高めるための啓発を行います。

▶▶▶ (1) 子どもの健全育成・子育て支援に関するボランティアの養成 //

■ ねらい ■

地域で子どもの健全育成や子育て支援活動に取り組む人材を確保します。

■ 取り組み ■

① 託児ボランティアの養成と確保

□講演会や学習会の際の託児や、「ちびっ子ハウス」の運営を行う託児ボランティアを組織しています。託児ボランティアを養成し、確保に努めます。

② 子育てマイスターの養成と確保

□岐阜県では、保育経験者など専門的知識をもって、地域で子どもの健全育成や子育て支援活動に取り組む人材を「子育てマイスター」として養成し、地域での活動につなげていく事業を行っています。岐阜県が実施する「子育てマイスター養成講座」に七宗町からの参加者を送り出し、町や地域が行う子どもの健全育成や子育て支援活動の協力者として協力できるよう推進します。

▶▶▶ (2) 地域の子育て力向上に向けた啓発 //

■ ねらい ■

地域みんなで子どもと子育て家庭を支えるよう、地域住民の意識向上を図ります。

■ 取り組み ■

① 意識向上に向けた情報発信

□地域住民に向けて、町広報や町ホームページなどを活用して、定期的に「地域の子どもの地域のおとなで育てることの必要性やその方法」などの情報発信を行います。

② 自治会などの地域組織や生涯学習の場を通じた啓発活動

□自治会などの地域組織や生涯学習の場などを借りて、「地域の子どもの地域のおとなで育てることの必要性やその方法」について啓発していきます。

施策コード 1-4 お父さんの子育て力の強化

方針

父親の子育てに対する意識を高め、積極的に子育てに関われるようにするため、啓発を行います。また、父親と子どもの関わりを高めるきっかけとなる機会を提供します。

▶▶▶ (1) 父親の育児参加を図るための啓発活動の推進 //

■ ねらい ■

父親が子育てに主体的に関われるよう、父親の意識向上を図ります。

■ 取り組み ■

① 意識向上に向けた情報発信

□町広報や子育て情報紙、町ホームページなどを活用して、定期的に「父親が子育てをすることの必要性やその方法」などの情報発信を行います。

② 育児講座の開催 【関連事業：2-2 (1)】

□父親を対象とした「子育て支援セミナー」を行い、父親の意識向上を図ります。

▶▶▶ (2) 「親子ふれあい体験活動」の充実 //

■ ねらい ■

父親が子どもとふれあうことの楽しさや方法を学び、子育てに主体的に関わるきっかけを提供します。

■ 取り組み ■

① 活動内容や開催方法等の充実

□自然の中で父子のふれあいや、仲間との交流を図る「親子ふれあい体験活動」について、より一層魅力ある活動内容への発展や、多くの人に参加しやすい日時での開催など、充実に努めます。

② 参加促進

□町広報や子育て情報紙、町ホームページなどの情報提供媒体や、保育園を通じた告知などによって、「親子ふれあい体験活動」の一層の周知と参加呼びかけを行い、参加者増を図ります。

施策コード 1-5 ワークライフバランスの推進

方針

子育て中の男女を中心に、その親世代やこれから親になる世代の人たちの「ワークライフバランス」を推進するため、住民や町内企業に対し、啓発と働きかけを行います。

▶▶▶ (1) ワークライフバランスの啓発活動の推進 //

■ ねらい ■

子育て中の男女を中心に、その親世代やこれから親になる世代の人たちが、仕事と生活の調和を図ることの必要性を認識し、主体的な活動につなげられるよう、意識の向上を図ります。

■ 取り組み ■

① 意識向上に向けた情報発信

□町広報や町ホームページなどを活用して、「仕事と生活の調和がとれた生活の必要性やその魅力、仕事と生活の調和を図るための工夫など」について定期的に情報発信します。

▶▶▶ (2) 企業への働きかけ //

■ ねらい ■

企業による従業員のワークライフバランスの推進や、子育て中の男女への積極的な配慮・サポートを引き出します。

■ 取り組み ■

① 七宗町商工会との連携による町内企業への働きかけ

□七宗町商工会と連携して、町内企業に対し「ワークライフバランスの推進に向けた取り組みや、子育て中の男女への配慮・サポートを行うことの必要性やその方法」についての情報を提供し、積極的な取り組みを働きかけます。

② 近隣市町村との連携による町外企業への働きかけ

□近隣市町村に協力して町外企業に対して「ワークライフバランスの推進に向けた取り組みや、子育て中の男女への配慮・サポートを行うことの必要性やその方法」を啓発します。

II 子育て支援サービスの充実

施策コード 2-1 子どもの預かりサービスの推進

方針

子育てと仕事の両立を図るため、また親の病気や急用など、子どもの面倒を緊急・一時的にみられないニーズや親のリフレッシュといったニーズに対応するため、保育園を中心とする子どもの預かりサービスの充実を図ります。また、地域住民の相互扶助の仕組みとして、ファミリーサポートセンター事業の実施についても検討を行います。

▶▶▶ (1) 通常保育・低年齢児保育の推進

■ ねらい ■

特に女性の仕事と子育ての両立を支援します。

3～5歳児については幼児教育を行います。

■ 取り組み ■

① 通常保育・低年齢児保育の継続実施

□平成21年4月1日現在、町内には2つの保育園があり、8:30～16:30の通常保育、低年齢児の受け入れも生後6週から行っています。今後も、この体制で同様のサービスを提供します。

□母親の就業が進むにつれて、3歳未満児の保育需要が高まることが予想されますが、可能な限り受け入れられるよう調整を図ります。

図表 4-1 通常保育・低年齢児保育の内容

名 称	七宗第1保育園	七宗第2保育園
所 在 地	上麻生	神渕
定 員	60人	60人
通常保育	8:30～16:30	8:30～16:30
低年齢児保育	生後6週から	生後6週から

▶▶▶ (2) 延長保育の推進

■ ねらい ■

通常保育時間の枠を超えた保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立を支援します。

■ 取り組み ■

① 延長保育の継続実施

□平成 21 年 4 月 1 日現在、2 つの保育園とも 8:30～16:30 の通常保育時間の枠を超えて、最大で 7:00～19:00 までの 12 時間保育を行っています。今後も、継続してサービスを提供します。

図表 4-2 延長保育の内容

名 称	七宗第 1 保育園	七宗第 2 保育園
所 在 地	上麻生	神淵
延長保育	7:00～19:00	7:00～19:00

□母親の多様な就業が進むにつれて、延長保育ニーズの需要が高まることが予想されますが、その希望に添える保育体制の確保に努めます。

② 夜間保育やトワイライトステイ事業を行っている施設の情報提供

□現時点では、特段ニーズを把握していませんが、今後 7:00 より早い時間帯からの保育、19:00 以降の保育ニーズが生じる可能性もあります。こうしたニーズに対応できるよう、近隣市町村の認可保育所や認可外保育所などの情報を把握しておき、必要に応じて紹介できるようにします。

▶▶▶ (3) 一時預かりの推進

■ ねらい ■

親の病気や急用など、緊急・一時的な保育ニーズに対応します。

子育てを担っている保護者の息抜きを図り、子育ての負担軽減を図ります。

■ 取り組み ■

① 一時預かりの継続実施

□平成 21 年 4 月 1 日現在、2 つの保育園とも月～土曜日の週 6 日間、8:30～16:30 の時間帯で一時預かりを行っています。なお、3 歳未満児の利用も可能です。今後も、継続してサービスを提供します。

図表 4-3 一時預かりの内容

名 称	七宗第 1 保育園	七宗第 2 保育園
所 在 地	上麻生	神淵
実 施 日	月～土曜日	月～土曜日
実施時間	8:30～16:30	8:30～16:30

② 他市町村保育園の一時預かりの相互利用の仕組みづくり 【関連事業：2-1(7)】

□保育士の配置状況により、ニーズに応えられないことがあります。そのため、近隣市町村の一時預かりの相互利用の仕組みづくりや、ボランティア等の自宅で預かるファミリーサポートセンター事業の実施について検討します。

▶▶▶ (4) 休日保育の実施 //

■ ねらい ■

休日の保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立を支援します。

■ 取り組み ■

① 休日保育の実施

□平成21年4月1日現在、土曜日保育は実施しているものの、休日保育は実施していません。実施場所や開所時間、利用料金等実施方法の案を提示してニーズ調査を行い、正確なニーズの把握を行います。その上で、一定のニーズがあると見込まれる場合には、休日保育を検討します。

② 休日預かり利用の仕組みづくり 【関連事業：2-1(7)】

□保育園での対応が困難な場合、休日の預かりが可能となるような体制（ファミリーサポートセンター事業の実施など）を整えます。

▶▶▶ (5) 病児・病後児保育の確保 //

■ ねらい ■

子どもが風邪などにより保育園を休まなくてはならないものの、保護者も仕事を休めないといった保育ニーズに対応します。

■ 取り組み ■

① 病児・病後児保育サービスの提供体制の確保

□近隣市町村の医療機関などの協力を仰ぎ、病児・病後児保育の利用ができるよう体制を整えます。

② 病児・病後児の預かりの仕組みづくり 【関連事業：2-1(7)】

□病児・病後児をボランティア等の自宅で預かる仕組み（ファミリーサポートセンター事業）づくりについて検討します。

▶▶▶ (6) 児童クラブの充実 //

■ ねらい ■

小学生の放課後や長期休暇時などの安全な居場所を確保し、仕事と子育ての両立を支援します。

■ 取り組み ■

① 児童クラブ実施の検討

□平日放課後における児童クラブは、実施に向けたニーズ調査を実施するなど、実施に向けた検討は行ってきましたが、想定ほど利用希望がなく実施に至っていません。今後も、

七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

定期的に実施に向けたニーズ調査を行い、一定のニーズが認められた時点で実施します。

② 長期休暇時の児童クラブの継続実施

- 平成 21 年度時点で、長期休暇時の児童クラブは、上麻生で実施しています。今後も神淵小学校の児童への配慮も行いつつ、継続して事業を実施します。
- また、特別支援学校に通う児童の受け入れも継続して行います。
- 利用状況をみながら、実施場所の拡大についても検討します。

▶▶▶ (7) ファミリーサポートセンター事業の実施検討

■ ねらい ■

緊急・一時的な保育ニーズ、子育ての負担軽減を図るための保育ニーズ、子どもが病気や病気の回復期のときの保育ニーズに対応します。

地域の中に存在する「助け合い」「支え合い」の気持ちを具体的な形として示せる場を提供します。

■ 取り組み ■

① ファミリーサポートセンター事業の実施検討

- ファミリーサポートセンター事業の実施について、近隣市町村との広域実施の可能性も含めて検討します。

施策コード 2-2 お母さんの心理的サポートの推進

方針

子育てを主に担う母親の精神面をサポートするため、地域子育て支援センター機能の強化を図ります。また、生きがい健康センターによる相談や訪問指導の充実を図ります。

▶▶▶ (1) 地域子育て支援センターの機能強化 //

■ ねらい ■

地域の子育て支援の拠点として、主に就園前の子どもと保護者を総合的に支援します。

■ 取り組み ■

① 地域子育て支援センターにおける各種事業の充実 【関連事業：2-2(4) 3-5(1)】

□平成21年度現在、第1保育園内に地域子育て支援センターを開設し、園庭開放、育児相談、育児講座、情報提供を行っています。また、地域子育て支援センター職員により、週1回第2保育園で出張地域子育て支援センターを開設し、園庭開放を行っています。今後、これらの活動の充実を図っていきます。

・園庭開放

地域のニーズをみながら、園庭開放する日の増加や時間延長などについて検討します。

・育児相談

生きがい健康センターで行う乳幼児相談会・電話相談とともに、間口の広い、比較的気軽に相談しやすい相談窓口として周知を図り、利用促進を図ります。

また、生きがい健康センターや親子教室、学校などと連携して専門的な相談にも適切に対応します。

・育児講座

「子育て支援セミナー」の開催回数の増加について検討します。また、参加者の感想等を踏まえ、内容の充実を図ります。

・情報提供

内容の充実に努めます。

・その他

園庭開放利用者、あるいは育児講座「子育て支援セミナー」参加者による育児サークル設立と活動を支援します。



七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

図表 4-4 地域子育て支援センターの内容

育児相談	開設日時	月～金曜日 10:00～15:00
	対応方法	電話、来所、家庭訪問
情報提供	頻度	月1回
	方法	情報紙発行、全戸回覧 乳幼児対象者配布
	妊婦	母子健康手帳交付後見学
育児講座	名称	子育て支援セミナー
	開催回数	年2回
園庭開放	第1保育園	火曜日 9:30～11:30
	第2保育園	木曜日 9:30～11:30
りんごくらぶ (親子あそび)	第1保育園	各月1回 10:00～11:00
		赤りんご(2歳児) 月曜日
		青りんご(1歳児) 水曜日
		黄りんご(0歳児) 金曜日

※第2保育園については、週1回、第1保育園の地域子育て支援センター担当職員が出張してサービスを行っている。なお、育児相談や育児講座については、神淵の住民も利用可能。

▶▶▶ (2) 乳児家庭全戸訪問事業の充実

■ ねらい ■

すべての出生児の発育・発達状況を把握し、継続的に関われる関係づくりを行います。
保護者から出産や育児についての不安を聞き、その解消を図ります。

■ 取り組み ■

① 訪問率100%に向けた取り組み

□平成21年度現在、生後1～2か月を目安に乳児のいる家庭の全戸家庭訪問を実施しています。里帰り出産などにより訪問が難しいケースもありますが、3～5か月健診の前までの100%訪問をめざします。

□仮に訪問ができない場合でも、電話等でのフォローアップによる関係づくりを行います。

② 「養育支援訪問事業」との連携 【関連事業：2-2(3)】

□子どもの発育や健康状態、母親の心身の状態などを的確につかみ、継続的に個別支援を行っていく必要がある場合には、「養育支援訪問事業」につないでいきます。

▶▶▶ (3) 養育支援訪問事業の実施 //

■ ねらい ■

特別の支援を要する子どもやその保護者を個別・継続的に支援します。

■ 取り組み ■

① 養育支援訪問事業の実施

□特別の支援が必要と判断された子どもやその保護者を対象に、継続的に家庭訪問を行う「養育支援訪問事業」を実施します。

② 養育支援訪問事業対象者の的確な抽出 【関連事業：2-2(1) 2-2(2) 2-2(4) 3-2(3)】

□乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診、乳幼児健康相談などの母子保健事業、地域子育て支援センターの園庭開放や育児相談などを通じて、支援が必要な子ども及び保護者の確実な抽出に努めます。

□支援が必要な子ども及び保護者を確実に抽出できる仕組みを構築します。

▶▶▶ (4) 生きがい健康センターによる乳幼児相談・電話相談の推進 //

■ ねらい ■

子育てや保護者自身の不安や悩みに対応し、育児不安の解消を図ります。

■ 取り組み ■

① 継続実施

□平成21年度現在、上麻生と神湊で月1回ずつ乳幼児相談会を開催するとともに、常時電話による相談も受け付けています。今後も継続して、これらの相談対応を行います。

② 周知と利用促進 【関連事業：2-2(1) 3-5(1)】

□地域子育て支援センターで行う育児相談とともに、間口の広い、比較的気軽に相談しやすい相談窓口として、町広報や子育て情報紙、健康カレンダー、町ホームページを通じた周知をはじめ、母子健康手帳の交付時や乳児家庭全戸訪問事業による訪問時、乳幼児健診時などの際にも繰り返し周知し、必要なときには利用してもらえるような環境を整えます。

□地域子育て支援センターや親子教室、学校などと連携して専門的な相談にも対応します。

施策コード 2-3 経済的支援の推進

方針

子育て世帯の経済的負担感を軽減するため、医療費の助成や保育料の負担軽減を図ります。また、出産を祝い、出生数の向上を図ることを目的に行っている育児給付金の充実を図ります。

▶▶▶ (1) 乳幼児医療公費負担制度の推進 //

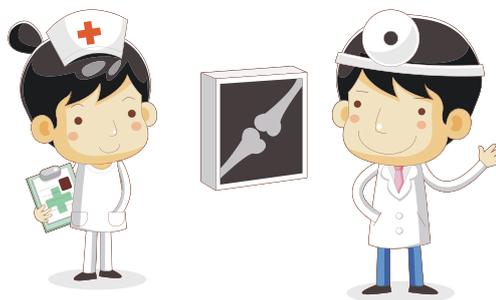
■ ねらい ■

子どもの医療にかかる経済的負担を軽減します。

■ 取り組み ■

① 給付水準の継続

□平成 20 年度より乳幼児医療公費負担制度の対象年齢の引き上げを行い、現在は中学校卒業までの子どもの医療費の無償化を行っています。同水準による給付を今後も継続して行います。



▶▶▶ (2) 保育料の負担軽減 //

■ ねらい ■

保育にかかる経済的負担を軽減します。

■ 取り組み ■

① 継続実施

□保育料は、国の基準よりも低く設定されています。町の財政事情もみながら、可能な限り今後も継続していきます。



図表 4-5 保育料に関する七宗町と国の比較

階層	階層定義	3歳未満児		3歳以上児	
		七宗町 (円)	国 (円)	七宗町 (円)	国 (円)
第1	生活保護の被保護世帯	0	0	0	0
第2	町民税非課税世帯	4,000	9,000	3,600	6,000
第3	町民税課税世帯（均等割のみ）	10,600	19,500	9,300	16,500
第4	町民税課税世帯（所得割あり）	12,900		11,000	
第5	所得税17,000円未満の世帯	17,500	30,000	17,100	27,000
第6	所得税17,000～40,000円未満の世帯	27,450		19,200	
第7	所得税40,000～103,000円未満の世帯	40,000	44,500	22,300	41,500
第8	所得税103,000～413,000円未満の世帯	47,800	61,000	23,000	58,000
第9	所得税413,000～734,000円未満の世帯	47,800	80,000	23,900	77,000
第10	所得税734,000円以上の世帯	50,000	104,000	24,500	101,000

▶▶▶ (3) 育児給付金の充実

■ ねらい ■

出産の祝いと出産・育児を経済的に支援し、出生数の向上につなげます。

■ 取り組み ■

① 給付内容の充実

□平成21年度までは、第3子以降の出生に対し1人につき30万円の育児給付金を支給しました。今後、支給対象を拡大し、第2子の出生に対しても20万円の育児給付金を支給することとし、出産・育児にかかる経済的支援を強化します。

▶▶▶ (4) 母子・父子世帯に対する医療費の助成

■ ねらい ■

母子・父子家庭にかかる医療費の負担を軽減し、母子・父子家庭を経済的に支援します。

■ 取り組み ■

① 継続実施

□平成21年度現在、岐阜県の事業として、母子・父子家庭の医療費の助成（18歳未満の子どものいる世帯の子どもと親の医療費：父子については所得制限あり）を行っています。今後も岐阜県に協力し、本事業を継続して行っていきます。

□岐阜県の財政事情等により、万が一本事業が廃止、縮小等されるような場合には、町単独として、本事業を継続できるよう配慮します。

Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長支援の推進

施策コード 3-1 保育園・学校の機能強化

方針

子どもの心身の健やかな成長に向けて、その中心となる保育園や学校の機能強化を図る必要があります。そのため、保育園や学校における教育内容の充実を図ることはもちろんのこと、相談機能の強化や、保育園と小学校の連携強化にも取り組みます。

さらに、学校の統廃合等についても検討します。

▶▶▶ (1) 保育園と地域の交流の推進

■ ねらい ■

保育園と地域の交流を深めます。

保育園のもつ機能を、地域に還元します。

■ 取り組み ■

① 地域との交流

□町内2つの保育園において、地域住民参加の夏祭りを毎年開催しています。今後も継続して実施し、地域との交流を深めます。

② 異年齢児との交流 【関連事業：3-4(2)】

□「乳幼児保育体験」による受け入れを通して中学生との交流を図っています。中学生の受け入れを継続して行うとともに、小学校高学年の受け入れについても検討し、交流の幅を広げていきます。

□年2～3回小学生が来園して、さつまいも掘りやいちご摘みなどを通じた交流を行っています。こうした取り組みを今後も継続して行っていきます。

③地域子育て支援センター事業の推進 【関連事業：2-2(1)】

□第1保育園内に地域子育て支援センターを設置し、園庭開放や育児相談、育児講座などを行っています。これらは、保育園のもつ専門性を地域に還元していくことにほかなりません。地域に根付き、地域から信頼される保育園をめざすためにも、こうした取り組みを継続して行っていきます。

▶▶▶ (2) 保育園と小学校の交流の推進 //

■ ねらい ■

保育園から小学校への移行をスムーズに行います。

子どもの発達上の課題などを共有し、一貫した指導を行います。

■ 取り組み ■

① 小学校への訪問

□園児たちが小学校を知り、入学への期待をふくらませるために、小学校への訪問を行っています。今後も継続して行っていきます。

② 園児の指導等に関する情報の共有と指導方針の検討

□園児たちの小学校入学に先立ち、保育園の保育士と小学校の教師が園児一人ひとりのこれまでの指導内容や発達上の課題などの情報を共有し、指導方針の検討を行います。

□保育士は、小学校入学後においても、必要に応じてケース会議へ参加するなど、協力を引き続き行います。

▶▶▶ (3) 園教育・学校教育の充実 //

■ ねらい ■

子どもの心身ともに健やかな成長を促します。

子どもに安全・安心な居場所を提供します。

■ 取り組み ■

① 保育園での教育内容、学校での教育内容の充実

□保育園での教育内容、学校での教育内容の充実に向けて、保育士や教師一人ひとりが努力を続けます。

□授業研究を通じた教育内容の向上等、組織をあげて教育内容の向上に努めます。

② いじめや不登校などへの適切な対応

□いじめや不登校などの問題に、学校をあげて対応します。

③ 学校評議員活動の活性化

□町内全小・中学校で学校評議員制度を導入しています。これら学校評議員による活動の活性化を図ります。

④ 保育園や学校での危機管理体制の確保

□各保育園、小・中学校で事故防止や事故発生時の対応についての決めごとを行い、危機管理体制を強化します。

□「ヒヤリ、ハット」の記録整備と活用を進めます。

□毎月安全点検の徹底を図ります。

□各保育園、小・中学校で安全教育を推進します。

⑤ 苦情受付・対応の仕組みづくり

- とりわけ、近年では苦情の初期対応の不利に端を発する「モンスターペアレント化」といった問題がみられるようになっており、各保育園、小・中学校で、苦情受付・対応方法についての仕組みづくりと、その運用の徹底を図ります。

⑥ 評価の実施

- 保育園では、岐阜県による第三者評価の取り組みが始まっています。第三者評価にとどまらず、自己評価、利用者評価なども行い、サービスの向上に努めます。
- 小・中学校においても評価を行い、質の向上につなげます。

▶▶▶ (4) 学校の相談機能の強化 //

■ ねらい ■

- 子どもや保護者からの相談に応じ、悩みや不安の解消を図ります。

■ 取り組み ■

① 教師による日常的な相談対応機能の充実

- 担任教師や教育相談担当など、日頃から児童・生徒や保護者と関わる立場の教師が、児童・生徒や保護者からの日常的な相談に応じます。
- 相談内容によっては、対応しきれないこともあり得るため、子ども相談センター等の関係機関へつなぐなど、適切な対応をとります。

② スクールカウンセラー等の活用

- スクールカウンセラー等、外部の相談員を活用し、学校関係者には相談しにくい相談、専門的な相談にも対応します。

▶▶▶ (5) 学校等の統廃合整備 //

■ ねらい ■

- 多くの友だちとの関係の中で、学び合い、競い合いができる環境を用意するとともに、効率的・効果的な学校運営を行います。

■ 取り組み ■

① 学校等の統廃合整備に向けた検討

- 効率的な学校運営の観点からはもちろんですが、集団の中での協調性の涵養や競い合いといった観点からも、学校等の統廃合が望まれているという状況があります。その一方で、統廃合によって通学面等での不利益も指摘されており、いまだ結論が出ていません。地域感情なども考慮しつつ検討を重ね、可能な限り早期に結論を出し、実行に移せるよう努めます。

施策コード 3-2 母子の健康支援の推進

方針

母と子の健康管理と健康づくりをサポートするため、母子健康手帳の交付や妊婦健診及び乳幼児健診、歯科健診等、母子保健事業の充実を図ります。

▶▶▶ (1) 母子健康手帳の交付の利便性向上 //

■ ねらい ■

母子の健康管理や保健指導・生活指導の記録として活用します。

■ 取り組み ■

①利便性の向上

□平成21年度現在、毎月2回の集団交付日と随時交付を組み合わせて実施しています。現状の仕組みでは、事務手続きが増えている中、保健指導に十分時間をとることが難しくなっています。そのため、交付の方法を「予約制による随時交付」に一本化し、利用者の利便性の向上と、保健指導の充実の両立を図ります。

▶▶▶ (2) 妊婦健診の推進 //

■ ねらい ■

妊婦や胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげます。

■ 取り組み ■

① 利便性の向上 【関連事業：3-2(1)】

□母子健康手帳の交付の際に合わせて健康診査受診券を最大で14枚交付しています。受診券の交付枚数はここ数年で大幅に増加されたことから、その分手続きが煩雑になっており、対応が大変になってきています。そのため、母子健康手帳の交付と同様に、「予約制による随時交付」とし、利用者及び保健師双方の利便性向上を図ります。

▶▶▶ (3) 乳幼児健診の実施

■ ねらい ■

子どもの発育・発達の状況を確認するとともに、病気や障がいを早期に発見し、早期治療につなげます。また、母子の望ましい生活習慣に向けた改善につなげます。

■ 取り組み ■

① 4回の乳幼児健診の継続実施

□法定化された1歳6か月児健診と3歳児健診のほか、3～5か月児健診、7～9か月児健診という2回の健診を追加して行っています。病気や障がいの早期発見という目的はもちろん、保健指導の観点からも貴重な機会となっており、今後も継続して実施します。

② 受診率100%をめざす

□乳幼児健診の対象者に対し個別通知を行うとともに、受診勧奨を行い、各乳幼児健診で受診率100%をめざします。

③ 未受診者へのフォローアップの推進 【関連事業：2-2(3)】

□仮に未受診であったとしても、次回健診での受診を促したり、養育支援訪問事業につなげていくなど、フォローアップに努めます。

▶▶▶ (4) 乳幼児歯科健診・歯みがき教室の実施

■ ねらい ■

子どもの口腔内の異常等を早期に発見し、早期治療につなげます。また、正しい歯磨きの仕方を身につけ、虫歯予防につなげます。

■ 取り組み ■

① 3回の歯科健診の継続実施

□乳幼児をもつ保護者の多くが「子どもの歯の健康」に悪戦苦闘しています。そのため、早期から子どもの歯の健康状態をチェックするとともに、必要な指導を行う必要があります。現在、1歳6か月児、2歳児、3歳児の3回の歯科健診を実施しており、今後も継続して実施します。

② 受診率の向上 【関連事業：3-2(3)】

□乳幼児健診と比べると、やや受診率が低い状況です。受診勧奨や未受診者へのフォローアップなどにより、受診率の向上を図ります。

□1歳児相談での歯科衛生士の歯みがき教室も継続して実施します。

③ 歯みがきの個別指導の実施

□歯科健診時に歯科衛生士による歯みがき教室を開催していますが、「仕上げみがき」には多くの保護者が悩んでいる状況があり、う歯罹患率も依然高い状況にあります。そのため、集団指導に加え、個別指導も合わせて行い、保護者の不安解消やう歯罹患率の減少に努めます。

施策コード 3-3 思春期保健対策の推進

方針

思春期は、心身の急激な成長に伴い、心身がとても不安定になる時期です。そして、この時期にはさまざまな保健上の課題もみられます。こうした思春期における保健上の課題に対し、正しい知識の普及や指導を行うことで、解決を図ります。

▶▶▶ (1) 学校での食育の推進 //

■ ねらい ■

栄養や食事に関する正しい知識を身につけ、食習慣の改善につなげます。

■ 取り組み ■

① 学校給食を活用した食育の推進

□学校給食は管理栄養士の栄養管理のもと提供されています。学校給食を活用した栄養講座を行うなど、栄養教育につなげます。

□地産地消の考え方が広がっている中で、学校給食においても地元特産品を活用した郷土料理の提供とその説明など、地産地消を通じた食育を推進していきます。

□定期的に「給食だより」を発行し、保護者の意識向上につなげます。

② 小学校高学年、中学校の家庭科を通じた食育の推進

□小学校高学年、中学校では家庭科があり、その中で調理実習なども行います。このような取り組みを通じて、食育を行います。

▶▶▶ (2) 性や性感染症予防・喫煙や薬物に関する知識の普及 //

■ ねらい ■

性や性感染症などに関する知識を身につけ、性にまつわるトラブルを防止します。

たばこや薬物を使用させないようにします。

■ 取り組み ■

① 保健体育や総合学習の時間、特別活動の時間等を活用した知識の普及

□保健体育や総合学習の時間、特別活動の時間等を活用して、子どもたちに対し、性や性感染症に関する知識、喫煙や薬物に関する知識を教え、これらによるトラブルの防止を図ります。

② 家庭との連携強化

□性に関する問題については家庭での指導がしづらい側面がありますが、保護者会などでその対応方法などを学習し、協力して対応していける関係づくりを行います。

▶▶▶ (3) 思春期電話相談の利用促進 //

■ ねらい ■

思春期の子どもたちのさまざまな悩みや不安を受け止め、心のケアを図ります。

■ 取り組み ■

① 県が行う事業の紹介

□思春期の子どもたちの悩みに関する電話相談は、県や県の関連機関が青少年SOSセンターをはじめ、子ども家庭110番やヤングテレホンコーナー、少年相談センター、いじめストップ相談ダイヤルなど、さまざまな取り組みを行っています。小・中学校を通じて、これらの相談窓口についての情報を繰り返し提供します。

▶▶▶ (4) 「安心・安全ケータイネットの活用について」の周知徹底 //

■ ねらい ■

携帯電話に絡むトラブルの未然防止を図ります。

■ 取り組み ■

① 「安心・安全ケータイネットの活用について」の周知徹底 【関連事業：1-2(8)】

□小・中学生の「ケータイネット」の普及に伴い、さまざまなトラブルが生じています。そのため、「安心・安全ケータイネットの活用について」をとりまとめました。その周知徹底を図り、ケータイネットに絡むトラブルの未然防止に努めます。

施策コード 3-4 自立したおとな・次代の親の育成

方針

子どもたちが、将来、経済的にも精神的にも自立したおとなとして、また将来結婚をして子育てを行う親として、成長できるよう職業体験や保育体験機会などを提供します。

▶▶▶ (1) 職業体験の推進 //

■ ねらい ■

自分の将来の進路や職業について継続的・発展的に考えるきっかけを提供します。

■ 取り組み ■

① 職業体験の実施

□ 中学1～3年生を対象に夏休みを活用して、職業体験を実施しています。自分の将来の進路や職業について考えるきっかけや貴重な機会となっており、今後も継続して実施します。

② 協力企業の増加

□ 対象中学生の希望する職業を体験できるよう、町内協力企業に働きかけをします。また、必要に応じて、近隣市町村と合同での事業実施も検討し、町外企業の相互受け入れについても検討します。

▶▶▶ (2) 乳幼児保育体験の推進 //

■ ねらい ■

生命の尊さや子どもと関わることの楽しさや大変さを学び母性・父性を培います。

■ 取り組み ■

① 中学生の保育体験

□ 中学生を対象とする保育体験を実施しています。小さな子どもと関わった経験のない子どもが増えており、非常に貴重な体験となっています。今後も継続して実施します。

② 小学校高学年を対象とする事業の実施検討

□ 現在は、中学生のみを対象に実施しています。より早い段階で小さな子どもと関わることで得られる効果も大きいと考えられることから、実施について検討します。

▶▶▶ (3) 子どもの意見を聴く場の設置



■ ねらい ■

子どもが自らの意見をまとめ、表明する力を身につけさせます。

■ 取り組み ■

① 「少年の主張」の継続実施

□年1回、町教育委員会主催による「少年の主張」を開催しています。これは、子どもが自らの意見をまとめ、表明する力を身につける貴重な場となっていることから、今後も継続して実施します。

② 将来の七宗町を担う子どもたちの意見反映の仕組みづくり

□将来の七宗町を担う子どもたちの、町政に対する意見や疑問を聞き、それに対する回答が行えるような仕組みづくりについて検討します。

施策コード 3-5 特別な配慮を要する子どもたちへの対応の強化

方針

障がいのある子どもたちに対する療育、保育、教育の充実を図ります。

また、児童虐待については、「要保護児童・DV等予防対策地域協議会」を中心に予防と早期発見に努めるとともに、万が一虐待事例を発見した際には、迅速に解決にあたります。さらに、不登校問題についても同協議会で対応していきます。

▶▶▶ (1) 早期療育の実施 //

■ ねらい ■

発達の遅れがみられる子どもや、障がいのある子ども、境界領域の子どもについて、専門的・個別的な指導を行うことによって発達を促します。

■ 取り組み ■

① 親子教室の実施

□平成21年度現在、川辺町と合同で親子教室を運営しています。平成22年9月からは七宗町単独の運営となりますが、今後も障がい児の早期療育を図る場として継続して実施します。

▶▶▶ (2) 障がい児保育の充実 //

■ ねらい ■

発達の遅れがみられる子どもや、障がいのある子ども、境界領域の子どもについて、集団生活をおくる中で、心身の発達を促します。

■ 取り組み ■

① 障がい児保育の推進

□町内2保育園で障がい児の受け入れが可能です。今後も受け入れられるよう体制を確保します。

② 保育内容の充実 【関連事業：3-5(1)】

□保育園においても、可能な限り発達課題に応じた適切な療育を行い、心身の発達を促せるよう、親子教室と連携、情報交換を図りながら保育を行います。

▶▶▶ (3) 障がい児教育の推進 //

■ ねらい ■

障がい児の心身の発達を促します。

■ 取り組み ■

① 子どもや保護者の希望を踏まえた教育の提供

□大きくは通常学級、特別支援学級、特別支援学校という3つの選択肢の中で、子どもの将来の姿や、子どもと保護者の希望を踏まえて、適切な教育を提供します。

② 特別支援学級での教育の充実

□平成21年度現在、上麻生小学校、神淵小学校、上麻生中学校に特別支援学級を設置しています。在籍する児童・生徒の障がいの状態に応じた適切な教育を行えるよう、教育内容の充実に努めます。

▶▶▶ (4) 障がいに関する相談機能の強化 //

■ ねらい ■

障がい児をもつ保護者からの相談に応じ、その問題の解決、不安の解消を図ります。

■ 取り組み ■

① 障がい児と関わる機関での日常的な相談対応

□生きがい健康センター、保育園、親子教室、小・中学校など、障がい児と関わる機関においては、当該機関の専門職が障がい児の保護者からの相談にいつでも応じられる体制をつくります。

□障がいに関する相談は、専門性・個別性の高さから、これらの機関の専門職のみで解決を図ることが難しいケースも多いと考えられます。そのため、岐阜県子ども相談センターや岐阜県更生相談所、医療機関などの専門機関との連携を図りながら適切に対応していきます。

▶▶▶ (5) 小学校のバリアフリー化の推進 //

■ ねらい ■

身体的な障がいがあっても、保育園や小・中学校に通える環境を整えます。

■ 取り組み ■

① 小学校のバリアフリー推進

□保育園と中学校については、バリアフリー化が図られていますが、小学校についてはバリアフリー化の整備が済んでいません。そのため、小学校のバリアフリー化に努めます。

□身体的な障がいがある子どもが、地元小学校への通学を希望する際には、教師や周囲の

子どもたちで学校生活をサポートし、保護者の負担軽減を図ります。

▶▶▶ (6) 虐待・不登校児童等への専門的対応

■ ねらい ■

虐待を早期に発見し、早期対応による問題の解決を図ります。

不登校児童・生徒に対応し、問題の解決を図ります。

■ 取り組み ■

① 要保護児童・DV等予防対策地域協議会の設置

□平成19年2月に虐待を受けている子どもやDV等の支援を図るため、「七宗町要保護児童・DV等予防対策地域協議会」が設置されました。代表者会議や個別ケース検討会議を行い、関係機関が相互に連携・協力を行い児童虐待等の早期発見、適切な支援を継続して行います。

② 虐待の早期発見及び早期対応

□生きがい健康センターの保健師、保育園の保育士、小・中学校の教師は、子どもの心身の状態をよく観察し、虐待の早期発見に努めます。

□また、民生委員及び主任児童委員は、地域住民と協力して虐待が疑われる事案の早期発見に努めます。

□虐待が発見されたら、前述の「要保護児童・DV等予防対策地域協議会」の「個別ケース検討会議」で早急に対応を協議し、問題の解決にあたります。また、必要に応じて岐阜県子ども相談センターの協力を仰ぎます。

③ 不登校児童・生徒への対応

□不登校児童・生徒についても、その背景となっている原因によっては、「個別ケース検討会議」で対応していきます。

IV 安心して子育てできる生活環境の整備

施策コード 4-1 相談・情報提供体制の充実

方針

必要なときに必要なサービスにたどり着けるよう、相談・情報提供体制の充実を図ります。

▶▶▶ (1) 気軽になんでも相談できる体制の整備 //

■ ねらい ■

子育て中の保護者のニーズをつかみ、サービスへつなげます。

■ 取り組み ■

① 気軽に相談できる雰囲気づくり

□保護者と接する機会が多い生きがい健康センター、地域子育て支援センター、保育園、小・中学校における保健師や保育士、教師などに対し、子育てに関するさまざまな相談をいつでも、気軽に相談できるよう、広報等で周知します。

□また、保健師や保育士、教師などは、保護者との関わりの中で、不安や悩みを引き出せるよう配慮します。

② 専門的な内容への対応に向けた他の機関へのつなぎ

□保健師や保育士、教師が普段の関わりの中で聞いた保護者の不安や悩みは、その専門職にとって必ずしも専門領域の内容とは限りません。そのような不安や悩みを聞いたときには、保護者の了解を得た上で該当機関の担当者につなぐなど、関連機関と連携して不安や悩みに対応します。

▶▶▶ (2) 多様な方法での情報提供 //

■ ねらい ■

子育て中の保護者が情報を入手し、サービス等にたどり着くことができるようにします。

■ 取り組み ■

① 町広報や子育て支援情報紙、健康カレンダー等紙媒体による情報提供

□紙媒体による情報提供として、町広報や子育て情報紙、健康カレンダーなどがあります。

これらの情報提供については、わかりやすい情報の示し方に努め、今後も継続して行います。

□保健・福祉・教育等の子育て支援、健全育成サービスが対象となる年代別に一覧としてまとめられている「サービスガイド（仮称）」の作成・配布について検討します。

② 町ホームページにおける子育て支援情報の充実

□町ホームページにおける子育て支援、健全育成関連情報の充実を図ります。

③ 専門職等による情報提供

□生きがい健康センターや地域子育て支援センター、保育園や小・中学校では、直接的に保護者と専門職が関わります。このような場面を通じて、専門職から必要な情報を繰り返し伝えるよう努めます。

施策コード 4-2 良質な住宅の確保

方針

七宗町で暮らす人を増やすため、空き地や空き家の情報提供を行います。また、町営住宅を建設します。

▶▶▶ (1) 七宗町空き家等情報登録制度の利用促進 //

■ ねらい ■

七宗町で暮らす人を確保します。

■ 取り組み ■

① 利用促進

□町内における空き家等の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、町のホームページに「空き家・空き地等」の情報を掲載しています。また、七宗町への移住等を考えている人には登録制により情報提供を行っています。町内外への一層の周知を図り、利用促進を図ります。

□また、田舎暮らしを体験できるような施設を整備し、都市との交流を図ります。

▶▶▶ (2) 町営住宅の提供 //

■ ねらい ■

居住の場を提供し、七宗町で暮らす人を確保し、若年層人口の増加促進、人口減に歯止めをかけます。

■ 取り組み ■

① 町営住宅の提供

□平成 22 年度に新たに 6 戸集合型の子育て世代を対象とした町営住宅を建築予定です。これらの情報を町ホームページなどで提供し、利用促進を図ります。

□また、平成 24 年度には 3 戸建設予定で、その住宅には畑を併設予定です。

施策コード 4-3 生活環境の整備

方針

安心して子育てできる生活環境の整備に向けて、医療や遊び場の確保、公共施設のバリアフリー化、交通安全、防犯対策などに総合的に取り組みます。

▶▶▶ (1) 小児医療体制の確保 //

■ ねらい ■

安心して子育てができる環境を整備します。

■ 取り組み ■

① 休日・夜間の小児救急医療体制の確保

□岐阜県と連携して、休日・夜間の小児救急医療体制を確保します。

② 産婦人科の確保

□可茂圏域という広域の枠組みで、産婦人科の確保に努めます。

▶▶▶ (2) 遊び場の整備 //

■ ねらい ■

子どもがのびのび遊べる場所を提供します。

■ 取り組み ■

① 児童公園の維持管理

□町内には、1か所の児童公園があります。ここに設置されている遊具も含めて、定期的な点検、補修等の維持管理を行い、子どもたちが安全に遊べる環境を整えます。

② 危険箇所への対応

□道路・河川等の危険箇所を把握し、優先度に応じて順次対応を図っていきます。

▶▶▶ (3) 公共施設等のバリアフリー化 //

■ ねらい ■

子どもを連れていても外出しやすい環境をつくれます。

■ 取り組み ■

① 公共施設のバリアフリー化の推進

□公共施設のバリアフリー化を進めます。

② 道路のバリアフリー化の推進

□国や岐阜県などとも連携して、段差の解消等、誰もが使いやすい道路整備を進めます。

③ 公共交通機関、商店等へのバリアフリー化の促進

□公共交通機関、商店等に対し、バリアフリー化に向けた働きかけや情報提供を行います。

▶▶▶ (4) 交通安全対策

■ ねらい ■

子どもを交通事故から守ります。

■ 取り組み ■

① 歩行者の安全に十分配慮した道路整備

□国や岐阜県などとも連携して、歩行者の安全に十分配慮した道路整備に努めます。

② 保育園、小・中学校での交通安全教室の開催 【関連事業：4-3 (5)】

□総合的な学習の時間、特別活動の時間、園行事・学校行事の時間などを活用し、防犯教室と合わせて交通安全教育を行います。

③ 地域住民を対象とした交通安全教室の開催

□地域住民を対象とした交通安全教室の開催を継続して実施します。その際には、参加者が交通事故に遭わないことに加え、自動車を運転する立場として交通事故を起こさないといった視点からの教育も行います。

▶▶▶ (5) 防犯教育の推進

■ ねらい ■

子どもや子どもを守る地域のおとなの防犯意識向上を図ります。

■ 取り組み ■

① 保育園、小・中学校での防犯教室の開催 【関連事業：4-3 (4)】

□総合的な学習の時間、特別活動の時間、園行事・学校行事の時間などを活用し、交通安全教室と合わせて防犯教育を行います。

② 地域組織単位での防犯教育の実施

□自治会をはじめ、子ども会、消防団などの地域組織の定例会などの場で、防犯教育を行うよう、各地域組織の役員に働きかけていきます。

□地域組織で防犯教育を行う際には、必要な資料の提示や講師の派遣など、必要な支援を行います。

▶▶▶ (6) 防犯灯の整備**■ ねらい ■**

犯罪の起こりにくい環境をつくれます。

■ 取り組み ■**① 地区の要望を踏まえた防犯灯設置の推進**

□地区からの要望を踏まえながら、順次防犯灯の設置を行います。

② 防犯パトロールの実施 【関連事業：1-2 (10)】

□子どもの下校にあわせ、青色回転灯装着車による防犯パトロールを継続して実施していきます。

③ 防災行政無線による啓発

□子どもの下校時間に防災行政無線を流し、地域での見守りを行います。

Ⅴ 「笑顔で子育て はじける笑顔」推進体制の強化

施策コード 5-1 「笑顔で子育て はじける笑顔」推進のための連携強化

方針

本計画は、「子育て支援センター推進委員会」を中心に、全庁体制で推進していきます。そのため、プラットフォーム概念を導入し、必要なときに必要な人材が会議や事業調整の場に加われる仕組みづくりを行います。

また、近隣市町村や岐阜県と連携強化し、事業連携を進めていきます。

▶▶▶ (1) 子育て支援センター推進委員会を中心とした連携体制の構築

■ ねらい ■

本計画を推進し、次世代育成支援対策を強力に押し進める体制を整えます。

■ 取り組み ■

① 「子育て支援センター推進委員会」による計画の進行管理

□本計画及び次世代育成支援対策の推進を担う中心組織として「子育て支援センター推進委員会」を位置づけます。

□定期的に「子育て支援センター推進委員会」を開催し、本計画及び次世代育成支援対策の進捗状況の確認及び事業の調整を行います。

② プラットフォーム概念の導入

□本計画に定めている事業、あるいは次世代育成支援対策のすべてを「子育て支援センター推進委員会」で担うことは困難であり、全庁的な取り組みが不可欠です。そのため、「子育て支援センター推進委員会」を軸としながらも、会議や事業調整の場には必要に応じてそのほかの関係者が加わるような緩やかな連携体制を構築します。

▶▶▶ (2) 近隣市町村及び岐阜県との連携

■ ねらい ■

効率的・効果的な事業を行います。

■ 取り組み ■

① 近隣市町村との連携

□近隣市町村と連携して事業を行うことにより、事業実施が可能となるものや、効率的に行えるものがあります。また、近隣市町村と連携することにより事業内容の充実が図れ、より効果的に行えるものもあります。このような事業については、関係近隣市町村に積極的に働きかけ、事業連携を図るよう努めます。

② 岐阜県との連携

□本計画には、岐阜県の事業に協力したり、あるいは活用したりという事業も定めています。そのため、岐阜県が開催する各種会議を活用し、情報交換・意見交換を積極的に行います。

施策コード 5-2 専門職等の専門性向上に向けた支援の推進

方針

教職員や保育士、保健師等専門職及び民生委員、主任児童委員のさらなる資質向上に努めます。

▶▶▶ (1) 教職員や保育士、保健師等専門職の資質向上 //

■ ねらい ■

子育て支援や教育の質の向上を図ります。

■ 取り組み ■

① 研修機会の確保

□県や県教育委員会、県社会福祉協議会、県保健師会などが行う研修等の情報を提供し、積極的な参加を促します。

□担当課内での内部研修（勉強会）を開催し、資質向上に努めます。

② 業務指導を通じた資質向上

□ベテラン職員が若手職員へ業務を通じた指導を行い、若手職員の資質向上を図ります。

▶▶▶ (2) 民生委員、主任児童委員の資質向上 //

■ ねらい ■

地域における身近な相談機能、問題発見機能の強化を図ります。

■ 取り組み ■

① 研修機会の確保

□七宗町には、16人の民生委員と2人の主任児童委員がいます。こうした民生委員、主任児童委員の活動の強化に向けて、岐阜県社会福祉協議会などが行う研修等の情報を提供し、積極的な参加を促します。

□民生委員児童委員協議会の定例会議などの場を活用して資質向上に向けた勉強会の開催などを検討します。

七宗町次世代育成支援対策行動計画後期計画

発行日 平成 22 年 3 月

発 行 七 宗 町

編 集 七宗町教育委員会

〒509-0492 加茂郡七宗町上麻生 2442-3

TEL : (0 5 7 4) 4 8 - 1 1 1 1

FAX : (0 5 7 4) 4 7 - 0 0 2 0



